
平成27年第1回大和町議会定例会会議録

平成27年3月2日（月曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 総務課長 事務取扱	遠 藤 幸 則 君	上下水道課長 兼都市建設 課 長	堀 籠 清 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
まちづくり 政策課長	小 川 晃 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	総 務 課 危機対策室長	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	税 務 課 徴収対策室長	千 葉 喜 一 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	都 市 建 設 課 総 務 班 長	蜂 谷 俊 一 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

開会前に皆さんに申し上げます。

本日の定例会に都市建設課の蜂谷俊一総務班長の出席について町長から申し入れがあり、都市建設課長席に許可しておりますので御報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番中川久男君及び16番大崎勝治君を指名します。

日程第2「議案第1号 大和町総合計画審議会条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案1号 大和町総合計画審議会条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第2号 大和町よしおか放課後児童クラブ条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第2号 大和町よしおか放課後児童クラブ条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第3号 大和町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第3号 大和町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第5号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第5号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第6号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第6号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第7号 大和町特別職給料等審議会条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第7号 大和町特別職給料等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第8号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第9号 大和町行政手続条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第9号 大和町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第9号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第10号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第10号 大和町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
質疑ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第10号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第11号 大和町保育所条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第11号 大和町保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第12号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第12号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第13号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条

例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第14、議案第13号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

こちらの条例の一部改正ということで、3年から5年にしたという理由をお聞かせいただきたいんですけど。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

企業立地促進条例に基づきます企業立地奨励金でございますけれども、これの交付年限の最大交付期間が5年となっております。なもんですから、取り消しに係る期限につきましても5年というふうに考えたものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第14号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例」

議長 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第14号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番 （千坂裕春君）

今回の条例の改正で、4時間以内と4時間を超えるものというものをつくりました。これで25年度実績で構いませんけれども、幾らぐらいの費用アップになるのかお聞かせいただきたいんですけども。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務課危機対策室長瀬戸正志君。

総務課危機管理対策室長 （瀬戸正志君）

おおよそでございますが、250万円から300万円ぐらいの増加になるかと思います。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。7番槻田雅之君。

7番 （槻田雅之君）

おはようございます。

2点ほど確認したいと思います。

1点目は、今回消防団の報酬見直しという件ですけれども、当然危険も伴う仕事なので、それには異論はないんですけども、交通指導隊も同様なことが言えると思うんですけども、その辺に関してどのように考えているのかが1点。

2点目ですけれども、今後報酬、団員3万3,000円から18万2,000円まで違いがあるん

ですけれども、その中で私が一番懸念したのは、やっぱり幽霊部員の件がちょっと懸念されておりますので、その辺、今回報酬ですので、出勤回数云々抜きにして、その辺仮に1回も出なかった場合、どのようなことを考えているのか、出勤回数の件も兼ねてその辺どのように考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課危機対策室長瀬戸正志君。

総務課危機管理対策室長 （瀬戸正志君）

それでは、お答えします。

まず、その幽霊、幽霊団員と言っては語弊はあるんですが、一度も出勤しないというような場合があります。実際、町の税金を使って報酬を出しているわけですので、消防団のほうとしてもその辺の実績のチェックをしております。余りにも出ない場合については、やはりこちらのほうからやめていただくような感じで、あとの団員と入れかえというような形の方向で考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第15号 大和町児童館幼児負担料徴収条例を廃止する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第15号 大和町児童館幼児負担料徴収条例を廃止する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第16号 平成26年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第16号 平成26年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

企業誘致奨励金に関することですが、企業立地奨励金、用地取得奨励金、用地取得助成金、合わせて2億2,054万円の交付があった企業が撤退するときに、その期間で固定資産税、都市計画税を9,155万8,000円納めたので、奨励金または助成金として交付したのからその金額を引いた額を返還金ということで計算されたみたいですが、その理由として、町に貢献した部分という考えで全協で説明受けましたけど、貢献度というものの、表現も私としてはちょっと不適切かなと思うし、または、どうしてもこの貢献度というものを表現したいのであれば、この交付した金額以上納めたのであれば貢献したのかなというような考えでありますけれども、再度考えをお聞か

せいただきたいんですけども。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

企業立地奨励金に係ります地域貢献ということの定義といたしますか、考え方だと思っておりますけれども、こちらにつきましては、町といたしましても県とちょっとご相談をさせていただきます、その中で地域貢献というのは企業立地した場合に発生するというふうなことを伺っております、いろんな考え方あるんだろうと思っておりますけれども、その中で企業立地したことによりまして雇用、そのほかにもいろんな波及効果があるわけがございますけれども、そういったものを地域貢献というふうなことで捉えているようでございます。当然、納めていただきました町に対する税金、これも地域貢献というふうな捉え方をしておりますし、県におきましても不動産取得税とかいうふうなものも県のほうには納入されているわけでございますので、そちらも県では地域貢献というふうに捉えているようでございます。考え方を町も県も同じように定義といたしますか、考え方を同じにしたものでございます。

そういった観点から交付いたしました金額から納めて、返していただいと云ったら適切かどうかわかりませんが、納入していただきました税金分を差し引いた額をお返しいただいたというふうな考え方でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

3番千坂裕春君。

3番（千坂裕春君）

貢献度に対してはそのような考えを県もしているということなんですが、であれば、例えば、本来の目的からちょっと期間が早く撤退してしまったということであれば、違約金的な考えはお持ちではなかったのか。というのは、やはりこういった企業誘致するに当たって、職員の工数だって予算化しながら町ではやっていたものを、単に納税額だけ減らして返してもらっていいのかなという計算上の問題残るんじゃないかと思っておりますけど、その点お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

企業立地促進条例の13条に指定企業者の取り消しというふうなことで6項目ほど規定をいたしております。そのなかにおきまして、奨励金等の全部または一部を返還していただく規定になっておりますけれども、その撤退しなければならなくなった理由、それでもって全額または一部というふうなことで考えております。全額返していただく場合につきましては、偽りその他不正な手段で指定を受けた場合とか、あるいは指定を受ける際に付された条件に違反した場合とか、表現適切かどうかわかりませんが、ちょっと悪質といいますか、そういった場合に関しましては全額を返していただくと、そういった考え方でございます。ただ、今回の場合のように、企業の状況がどうしても、頑張ってみたんですけれどもどうしても思わしくないということで、やむなく撤退という形になった案件につきましては、先ほど申し上げましたような計算でもって一部を返していただくというふうな考え方にしたものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

3番千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

現在の条例に当てはめて適用しなくてはいけないことはわかっているんですが、であれば、今後そういった職員さんが働いてきた費用も差し引けるような条例を、今後考えていかなければ、やはりただ納税額でやったのでは、やはり町としては損だと思いますよ。ですので、今回の事例を少し検討していただいて、再度ですね、やはり今後の企業撤退のほうに反映できる、もっと実態に合ったような条例にしていただくことが必要なんじゃないかと思っておりますけれども、今ちょっと答弁難しいのかもしれませんが、今後調整必要かと思うので、今後検討していただけるかどうか、ちょっと答弁聞かせてほしいんですけど。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

この企業誘致に係ります奨励金の条例につきましては、県内35市町村のうち31市町村で制定をいたしております。その31市町村それぞれに条件が異なるわけでございます。そのようなこともそれぞれの市町村の条例等の実態をちょっと勉強させていただきまして、さらに県ともちょっと協議をさせていただきまして、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。8番。藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

前者に続いて質問いたします。

詳しい条例の中には、全額あるいは一部というような金額でなかったわけですが、今後もしこういった事例出てきた場合には、これが前例になるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう中で、奨励金については、確か固定資産税相当分というんですかね、そういったものを充てるんだという中で、今回さらに、ちょっと理由的にはわからないんですけれども、納税というんですかね、そういった分について、ちょっと私も相殺、ようするに2億円は企業立地のほう、何でしたか、ちょっと違う名目ですけれども、いわゆる固定資産税分として本来は納入していただくところはしていただかなくて結構ですという、そのほかにも今回納税いただいたという、その部分について言ってみればお返しするみたいな、行って来いの関係で言えばお返しするという、そういう金額になるという理解でいいのでしょうか。

追加で言います。要するに、企業立地奨励金につきましては、言ってみれば納めていただいたのをお返ししますというような、そういうような形ですよ。奨励金ということでお支払いはしている形ですけれども、実態は固定資産税という額でございますよ。それに対して、今回のやつについても、お返しするという意味は、過去3年ですか、4年ですか、いただいたお金を返すという扱いですよ。ですよという言い方でいいのかな。扱いとすれば。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

企業立地奨励金につきましては、ご存じのとおり固定資産税相当額について奨励金として交付しますよというような制度になっておりますし、それから用地取得奨励金、それから用地取得助成金と、それぞれに規定を設けて交付しているわけでございます。先ほどお返ししてというふうな、私もそういう表現使ってしまったかもしれませんが、考え方からしますと、奨励金とそれから納付された税額というふうなことをちょっとわかりやすくそういう言葉をちょっと使ってしまったかもしれませんが、考え方からすればお返しということではない、払うところは払う、あと助成金として交付するところは交付すると、そういう考えでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第17号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第18、議案第17号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第18号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第18号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第19号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計補正予
算」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第19号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第20号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第20号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第21号 平成26年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、議案第21号 平成26年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第22号 平成26年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第23、議案第22号 平成26年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

事項別明細書の50ページ、270万円の減額ということで補正が上がったわけですが、内容を見ると高校生で54万円で、大学生で216万円ほど奨学費の減額だという話なんです、このことについて少し詳しく内容を教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

高平議員さんのご質問にお答えいたします。

当初予算編成時におきましては、高校生については新規の応募3人と見込んでおりました。それから、継続は1人ということで見込んでおりました。実績といたしましては、高校生新規が残念ながら応募がございました。

それから、大学生につきましては、新規の採用を10人と見込んでおきまして、実績では残念ながら5人とどまっております。それから、継続は20人ということで、こういった減額の実績という形でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

新規の高校生の希望者がいなかったということですね。大学生は予定の半分だったということなのですが、この要因について教育委員会としてはどういうふうに分分析をされたんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

教育委員会といたしましては、まず募集時期につきましては広報活動を町のホームページなり広報誌なりを通じて広報はさせていただいたところがございますけれども、高校生については応募も全くゼロでございまして、大学生につきましては採用5人ですけれども、1人を成績基準が満たなかったということでおろした形になってございます。

奨学金の金額的な問題とか、そういったこともあるのかというふうには思っております。

ますが、その辺は十分に検証しないとなかなかこれだという断定は難しいのかなというふうに思っています。

来年度の募集につきましては引き続きこの前と同じように、あるいはプラスアルファの周知方法をとって、応募があるように努めていきたいと思っています。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第23号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、議案第23号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第24号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、議案第24号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第25号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第26、議案第25号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第26号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、議案第26号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「議案第27号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第28、議案第27号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算」

日程第30「議案第29号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計予算」

日程第31「議案第30号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計
予算」

日程第32「議案第31号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第33「議案第32号 平成27年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第34「議案第33号 平成27年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第35「議案第34号 平成27年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第36「議案第35号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計予
算」

日程第37「議案第36号 平成27年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第38「議案第37号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

日程第39「議案第38号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

日程第40「議案第39号 平成27年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第29、議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算から日程第40、議案第39号
平成27年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

それでは、平成27年度の予算説明をさせていただきますが、この厚い冊子でございますが、平成27年度各種会計予算及び予算に関する説明書、こちらのほうを準備お願いいたします。

それでは、説明書の1ページをお願いいたします。

議案第28号 平成27年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ95億7,100万円と定めるものでございます。

第2条におきましては債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載いたしております。

第3条は地方債で、27年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項款の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限りまして款項の流用を認めるという規定をしているところでございます。

それでは、7ページのほうをお願いいたします。

7ページにつきましては、平成27年度に起こすことができます債務負担行為を定めております。

1つは、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事、期間につきましては28年度中でございます。限度額につきましては6億396万9,000円でございます。

2番目は、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事施工管理業務委託、期間につきましては28年度中でございます。限度額につきましては1,250万4,000円あります。

3番目は、電子メール環境更新賃貸借。期間につきましては5年間でございます。限度額は1,616万1,000円でございます。

4つ目につきましては、社会保障と税番号制度対応ネットワーク機器更新でございます。期間につきましては5年間、限度額につきましては2,651万4,000円でございます。

5つ目につきましては、中小企業振興資金損失補填でございます。期間につきましては10年間、限度額につきましては373万円でございます。

6つ目につきましては、丸子湊橋架橋（上部工）事業協同施行負担金でございます。期間につきましては28年度中、限度額につきましては7,300万円でございます。

7つ目につきましては、学校給食調理等業務委託でありまして、期間につきましては3年間で、限度額につきましては1億1,643万円でございます。

8つ目でございます。食器洗浄機借上でございます。期間につきましては7年間で、限度額は4,168万円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、27年度に起こすことができます地方債の内訳を記載しているものでございますが、災害援護資金貸付金として510万円、水道会計出資金としまして2,570万円、それから、国の財政対策といたしまして、臨時財政対策債の発行により一部財源不足を穴埋めするというところで3億5,000万円を見込んでおるところでございます。合計で3億8,080万円といたしたところでございます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに、町税でございますけれども、町税につきましては、当初段階での年間見込額について計上いたしているところでございます。町民税の個人の分につきましては、約6,500万円の増加、法人の部分につきましても約900万円の増加といたしているところでございます。固定資産税につきましては、誘致企業に対します減免措置等がございますが、償却資産の伸びを見込みまして約7,100万円の増加を見込んでいるところでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

12ページでございますが、国有資産等所在市町村交付金でございますが、公共団体が所有しております行政執行に用いていない部分につきましては、固定資産税率と同率の1.4%で交付があるものでございまして、対象資産ごとに記載をいたしているところでございます。

続きまして、軽自動車税は税率変更等により約8%の伸びを見まして、約400万円の増加を見込んだところでございます。

町たばこ税につきましては、2億8,800万円の計上でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページでございますが、1款6項1目の都市計画税につきましては、税率0.2%でございます。2億200万円余りの計上となっております。この都市計画税と前期起債の入湯税につきましては、目的税でありますので、その用途を周知する必要がご

ございますので、若干説明をさせていただきたいと思います。

財政課資料の議案第28号と別冊で、薄いものでございますが、こちらのほうに、資料お手元に配付させていただいておりますので、そちらのほうお願いいたします。

こちらの資料の1ページでございますが、27年度の都市計画税につきましては、2億209万2,000円でございますが、27年度実施事業3事業にそれぞれ充当いたしておるところでございます。この3事業につきましては、コミュニティ施設整備事業、それから下水道事業特別会計繰出金、公債費といたしまして都市計画事業分というようなことで、それぞれの金額、3事業分、4億2,086万6,000円でございます。これらの事業の充当を見ますと、充当割合は48.0%というような形で対応するものでございます。

続きまして、入湯税でございます。28万円の予算で計上でありまして、入湯充当事業につきましては、町の環境物産協会への補助金150万円に充当を見込むものでございます。

事業に対します充当割合は18.7%という形になっておるところでございます。

続きまして、この資料の2ページといたしまして、消費税率引き上げにつきましては社会保障政策に要する経費に充てるものとされておるところでございます。市町村につきましては、地方消費税交付金として交付されております。本町では、県試算によりまして示された地方消費税交付金につきましては、1億、これは社会保障財源分でございます、1億6,600万円となっております。これにつきましては、項、予算科目、当予算額、特定財源、そして一般財源中引き上げ相当分についてここに示しておるところでございます。

社会福祉費といたしましては、民生費の社会福祉費、児童福祉事業に、社会保障事業費に充当しています。社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生費は衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当しているところでございます。これらの当初予算に対します充当割合につきましては5%というような形をとっておるところでございます。

続きまして、3ページお願いいたします。3ページにつきましては、地方交付税の推移というふうな形で推移をあらわしているもの、それから4ページでございます、こちらにつきましては地方債の償還計画というようなことで、年次別のものをグラフであらわしております。

5ページでございます。こちらにつきましては普通会計に属します基金、それ以外につきましては6ページに特別会計につきましては記載をしているところでございます。

最後になりますが、7ページにつきましては、平成27年度の一般会計の款別、それ

から節別の集計というような形で資料を添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思っております。

それでは、申しわけございませんが、再度事項別明細書の13ページのほうにお戻りをお願いいたしたいと思っております。

13ページでございますが、2款地方譲与税から14ページになりますが9款国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、国の相対的な予算編成の見込みや26年度実績見込み、県の試算によります予算の計上でございます。

続きまして、10款1項地方特例交付金につきましては、国の制度等に改正があった場合の地方の負担をカバーするというような制度でございまして、不確定な要素がございまして、平成26年度実績見込みによりまして900万円の減額の見込みで予算計上いたしておるところでございます。

11款地方交付税につきましては、普通交付税で12億5,900万円、特別交付税で1億7,000万円、さらに東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減免分に対して交付されます震災復興特別交付税としまして、1億2,581万2,000円を見込んでおるところでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページであります。12款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度同額の440万円といたしております。

13款1項1目民生費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んだものでございます。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人措置費につきましては、特養施設への措置分、2節児童福祉費負担金の保育所運営費につきましては、もみじヶ丘保育所、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園の4施設の利用料として保護者より負担をいただく分について計上いたしておるところでございます。

14款1項使用料につきましては、町施設につきましては条例の規定に基づきまして使用料を見込んだものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

使用料全体といたしましては、総合体育館等の体育施設につきましては、今年度より指定管理といたしたことによりまして、670万円ほどの減額を見込んだところでございます。

14款2項手数料につきましては、各種手数料収入見込み額について計上したものでございます。

17ページの上段の手数料合計につきましては、4,934万1,000円となったところでございます。

続きまして、17ページの15款国庫支出金の1項1目の1節保健基盤安定負担金につきましては、国庫会計へ繰り出しとして支出するものでございます。

2節の障害者援護費負担金につきましては、2億1,552万8,000円を見込むもの、3節につきましては、児童手当負担金であります。

4節児童福祉費負担金につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園の運営費に係ります国庫負担分及び未熟児養育医療費負担金でございます。

15款2項の国庫補助金につきましては、おのおのの事業展開等によります補助金の計上を行っているところでございます。

1目総務費国庫補助金につきましては、1節無線放送施設整備補助金は、防災行政無線放送施設整備事業に対します防衛省所管の補助金を見込むものでございます。

2節電子計算費補助金につきましては、社会保障税番号制度システム整備に要します補助金を見込むものでございます。

2目1節障害者福祉費補助委員につきましては、地域生活支援事業費及び障害程度区分認定事業費に対します補助金であります。

2節児童福祉費補助金には、子ども・子育て支援事業としまして、一時預かり事業、延長保育、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業に対します補助金であります。

3節臨時福祉給付金給付事業費補助金から、18ページになりますけれども6節子育て世帯臨時特例給付金給付費事務費補助金までにつきましては、消費税増税に対する措置といたしまして、支出する経費による国庫補助金を見込むものでございます。

18ページの3目衛生費国庫補助金につきましては、保健衛生費補助金でありまして、がん検診受診率向上を図るために実施する事業費補助金でございます。

4目農林水産業費国庫補助金につきましては、農業基盤整備促進事業として大角地区ため池整備事業に対します補助金でございます。

5目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金は、田中橋橋りょう修繕の経費に要します補助金でございます。

2節社会資本整備総合交付金は、(仮称)南部コミュニティセンター建設に係る事業費補助金と、南部コミセン関連耐震性貯水槽整備実施計画業務等に要します事業費補助金でございます。

6目消防費国庫補助金は、木造住宅耐震診断派遣事業等に係る国庫補助金ござい

ます。

7目教育費国庫補助金につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金等に対します国庫補助金であります。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、8,000万円を見込んでおるところでございます。

18ページ下段になりますが、15款3項委託金であります、おのおの国からの委託業務に要するものの計上となっておりますところでございます。

19ページをお願いいたします。

16款県支出金1項の県負担金であります、1目1節保険基盤安定負担金、2節障害者援護負担金、3節児童手当負担金につきましては、国と同様の内容で負担率の違いとなっておりますところでございます。

2項県補助金につきましては、制度的なものあるいは予算補助という形で計上をいたしておるところでございます。

1目総務費県補助金につきましては、消費者行政推進に要します補助金であります。

2目民生費県補助金は老人クラブ助成費等の社会福祉費補助金、2節障害福祉費補助金は地域生活支援事業に要します補助金、3節児童福祉費補助金は乳幼児医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費の助成に対します補助金及び放課後対策事業費、子ども・子育て支援事業に要します補助金であります。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は健康増進事業等の保健事業、20ページになりますが、2節の衛生費補助金については再生可能エネルギー等の導入に要します補助金でございます。

4目農林水産業県補助金につきましては、1節農業費補助金は農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業等の農政推進に要します補助金で、2節林業補助金は森林病虫害等防除事業に要します補助金でございます。

5目消防費県補助金につきましては、住宅建築部の耐震改修事業に要します補助金でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、メニュー化された県補助金ですが、本年度は12事業で1,115万1,000円を見込んでおるところでございます。

7目緊急雇用創出事業補助金につきましては、震災対応ということで2,968万2,000円を計上いたしておるところでございます。みやぎ環境交付金につきましては、防犯灯設置工事等に要します補助金でございます。

21ページをお願いいたします。

21ページになりますが、16款3項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしましたものでございます。

1目2節徴税費委託金につきましては、県税取扱費で3,330万円を見込んだところでございます。

3目3節社会教育費委託金は放課後子ども教室と協働教育プラットホーム事業の委託金を見込むものでございます。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅等の貸し付けの内容等について計上いたしましたものでございます。

2目利子及び配当金につきましては基金利子の計上となったところでございます。

続きまして、22ページになりますが、17款2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は科目設定のみとなったところでございます。

18款寄附金につきましてもそれぞれの費目での科目設定となっております。

19款1項特別会計繰入金につきましては、町内3財産区からの事務費及び事業費繰り入れと国民健康保険事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、23ページになりますが、19款2項基金繰入でございます。財政調整基金から2億8,000万円、まちづくり基金から1億880万円、東日本大震災復興基金繰入といたしまして642万2,000円、防衛施設周辺整備調整交付金から7,300万円、長寿社会対策基金から1,000万円をそれぞれ事業執行のための繰り入れの計上を行っているところでございます。

20款繰越金でございますが、前年同様額の当初想定といたしまして3,000万円を措置いたしましたところでございます。

21款1項延滞金、加算金及び科料につきましては科目設定でございます。

2項町預金利子は歳計及び歳計外現金の利子収入を見込んだものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページでございますが、3項貸付金元利収入は、1目民生費貸付金元利収入は東日本大震災に係ります災害援助資金の償還金を措置するもの、2目商工費貸付金元利収入は中小企業振興資金の預託金分であります。

3目土木費貸付金元金収入につきましては、大和流通株式会社からの貸付金の償還金を見込んだものでございます。

4項受託事業につきましては、1目教育費受託事業収入につきましては、県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託に要します事業収入でございます。

2目農業費受託事業収入は、農地中間管理機構より管理機構業務に対する受託収入

でございます。

5項雑入の主なものにつきましては、1目2節給食費納付金につきましては、1億2,449万8,000円の計上をいたしたところでございます。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の0.5%という納付割合で見込んだものでございます。

3目雑入中県の環境事業校舎から小鶴沢処理関連事業費といたしまして6,940万円を見込んだところでございます。

同じく、雑入中、光ファイバーケーブル貸付料ということで373万8,000円を見込んだものでございます。

25ページになりますが、町債は先ほど議案でご説明申し上げたとおりでございます。歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時02分 休 憩

午前11時18分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長総務課長事務取扱遠藤幸則君につきましては、前回もお願いしましたが、職名を省略させていただきまして、以下副町長遠藤幸則君とさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 (遠藤幸則君)

では、議案書説明資料のほう26ページでございます。

歳出の関係についてご説明を申し上げさせていただきます。

1款1項1目議会費につきましては、議会定例会、臨時会、各常任委員会の活動等に要します議会運営に要する経費を計上しておるところでございます。

1節報酬につきましては、議員の方々18名分の報酬に係る部分、2節給料は職員3

名分の給料、3節職員手当及び4節共済費についても同様、職員の期末勤勉等の手当と共済組合会への負担金になるものであります。

以下、各款、各費目の2節から4節までの人件費につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

8節報償費につきましては、議会だよりに寄稿いただきました児童生徒への謝礼、9節旅費につきましては、会議に出席した際の費用弁償及び各常任委員会等の研修旅費であります。

10節交際費については議長交際費用、11節需用費につきましては、議会だよりを年4回発行する際の印刷製本費等でございます。

12節役務費につきましては、会議の通知等の郵送料代、13節委託料につきましては、本会議などの会議録作成に要する経費、14節費用及び賃借料につきましては、常任委員会の視察研修の際の車借り上げ等になります。

19節負担金及び負担金補助金につきましては、全国市議会議長会基地協議会及び町村議会議長会初め政務活動費の交付金等になるものであります。

続きまして、2款総務費のほうに入ります。

1項1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員の厚生費、職員の研修費及び公用車管理等に要する経費を計上しております。

1節報酬につきましては、区長62名分、産業医1名などに要する経費報酬でございます。

28ページであります。

8節報償費につきましては、顧問弁護士への報償金のほか、退任区長への記念品代等に要する経費であります。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費、区長の費用弁償、それから首長、町長の企業誘致活動に要する旅費等を計上しております。

10節交際費につきましては、町長交際費に係るものであります。

11節需用費につきましては、事務用消耗品、コピー代ほか図書等、公用車の燃料代等であります。

12節役務費につきましては、携帯電話通話料、公用車への損害保険料等に係る部分であります。

13節につきましては、職員の健康診断に係る各種健診委託料のほか、区長配達業務委託料及び県公平委員会事務委託料、庁舎内の職員研修の講師の委託等であります。

14節につきましては、現行日本法規のCD-ROMの使用料及び道路の通行料等で

あります。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費や宮城黒川地方町村会等への負担金のほか、区長会への補助金であります。

23節償還金利子及び割引料につきましては、権限移譲事務交付金の平成26年度実績によります返還金になるものであります。

27節公課費につきましては、町長の車検時における自動車重量税になります。

次に、2目文書広報費につきましては、文書管理、広報広聴等に要する経費であります。

1節報酬につきましては、情報公開審査会及び個人情報保護審査会等のそれぞれ5名分の報酬に係る部分、8節報償費につきましては、広報モニターへの謝礼としての図書カードの購入代等であります。

9節旅費につきましては、職員の研修旅費及び情報公開審査会等の開催に伴う委員の費用弁償に係る部分でございます。

11節は広報たいわの印刷費、それから例規集のデータの更新料及び追録代等に係る部分でございます。

12節につきましては、郵便の後納料金、電話料金及びインターネットの接続利用料であります。

13節委託料につきましては、マイナンバー導入及び行政不服審査法関連3法に伴う例規整備の支援業務を委託するものであります。

14節につきましては、印刷機、ファクシミリ及び例規システムの機会借上料になるものであります。

19節の負担金につきましては、日本広報協会の負担金に係るものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

それでは、3目財政管理費でございます。

こちらにつきましては、財政事務に要します経費の計上でございます。

8節報償費につきましては、入札監視委員会5名で2回開催の予定でございます。

11節需用費につきましては、図書代、コピー等の消耗品、それから予算・決算時の成果書の印刷製本経費を見込むものでございます。

30ページをお願いいたします。

19節につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設促進連盟への負担金であります。

25節積立金につきましては、おのこの所有しております基金の利子について地方自治法241条の規定によりまして積み立てに要します予算を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長佐藤三和子君。

会計管理者兼会計課長 （佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

会計一般管理費として、会計事務に要する経費を計上してございます。

11節需用費の主なものとしましては、消耗品としてコピー料金、伝票用紙の購入に要する費用など、印刷製本費につきましては、決算書作成、請求書用紙や封筒などの作成に要する費用でございます。

次に、12節役務費につきましては、通信運搬費として電話料金を、また手数料といたしまして交付金口座取扱手数料などを、新たにもみじヶ丘出張所から指定金融機関までの集配金業務としまして、消費税を含みまして月5万4,000円の1年分を計上してございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

5目財産管理費でございます。

こちらにつきましては、吉岡コミュニティセンター管理費、吉田コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費、公用車管理費、普通財産管理費、庁舎管理費で計上でございます。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災セン

ターの巡視員等の賃金でございます。

11節需要費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品、燃料費につきましては財政課で管理いたしております公用車・供用車14台分燃料費、光熱水費につきましては、庁舎等3施設の電気料金並びに上下水道料金の計上でございます。

修繕料につきましては、公用車及び庁舎施設の小破修繕等を計上いたしたものでございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、役場全体と各種施設の電話料、手数料につきましてはタイヤ交換等の費用を見込んだものでございます。

火災保険料につきましては、庁舎及び各施設の火災保険料、自動車損害保険料につきましては、公用車・供用車分の自賠責任意保険の計上でございます。

31ページでございますが、13節委託料の部分につきましては、役場庁舎の管理業務や児童館跡地であります大平児童館、報恩寺児童館の跡地の管理業務を地域にお願いしておりますので、その部分でございます。あるいは、町有地の仮払い、あと3施設の管理委託業務、それから役場敷地内の植栽剪定等について計上を行ったものでございます。

なお、この委託料につきましては、別冊で財政課のほうからこういった予算に関する説明書の委託料の内訳ということで説明資料を配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

14節土地使用料につきましてはNTT施設の借り上げ部分についての計上をいたしております。

車借上料につきましては、公用自動車のリース代、それからテレビ聴取料につきましては、役場庁舎等にありますが20台分の聴取料でございます。

15節工事請負費につきましては、高田コミュニティセンターののり面等の修繕費用を見込むものでございます。

18節備品購入につきましては、庁舎用備品となっておりますのでございます。

19節負担金につきましては、記載2団体に対する負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区の基金運用といたしまして、庁舎の用地取得の際、それからリサーチパークの代替用地の取得の際の費用について定められた内容で元金の借り入れにつきまして財産区のほうから繰り入れを行ったものでありまして、その部分につきまして利子部分につきましても協定の部分について残金の償還を要する部分について予算を計上いたしたものでございます。

27節公課費につきましては車検となります2台分についての計上を行ったものでござ

ざいます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。

企画費は企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、地域活性化事業費、町民バス運行事業費、金取地区地域振興事業費に要する費用でございます。

1節報酬につきましては、総合計画審議会委員への報酬でございます。

8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員への謝金でございます。

9節旅費につきましては、総合計画審議会委員への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、各事業のコピー代、消耗品代、町民バスタイヤ代ほか、会議時のお茶代、総合計画書改訂版印刷代、町民バス2台分の修理費及びテレビ共同受信施設修繕費でございます。

12節役務費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンターの建築確認申請手数料、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バス2台分の車検手数料並びに自賠責保険料でございます。

13節委託料につきましては、光ファイバー網の補修業務委託料、総合計画中間見直し支援業務委託料、町民バス・デマンドタクシー運行業務予約受付業務委託料、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事施工管理業務委託料、それと黒川地区行政事務組合の環境管理センターのゴミ焼却炉整備事業に係ります地元金取北地区からの要望事業の1つであります区内町道の支障木の伐採整備について4路線7カ所の支障木伐採処分の業務委託費でございます。

32ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバー網の電柱共架料、町民バスの緊急時の対応のための代車借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建築工事日の前払い分、環境管理センターごみ焼却炉整備事業に係ります地元金取北地区からの要望事項であります防犯灯の増設についての設置工事費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川圏広域行政推進協議会ほか10団体

への負担金及び三畑地区集団移転10周年記念事業費として高田地区への補助金、まちづくり活動推進会ほか3団体への補助金でございます。

25節積立金につきましては、防衛施設周辺整備調整交付金事業基金の預金利子でございます。

27節公課費につきましては、町民バス2台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

次に、7目電子計計算費につきましては、各種電算機器及び各種システムの管理運営に要する経費であります。

11節需用費につきましては、電算関係消耗費のほか、コンピュータウイルス対策ソフトの更新料等であります。

12節につきましては、インターネットの接続料、データ通信光回線網の通信料等あります。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システム、社会保障番号制度の対応する部分の保守委託料、各種電算システム運用に伴う補修業務委託料であります。このほか、ホームページの更新業務委託もあわせてお願いをすることでございます。

14節につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなどの情報処理と情報管理を行うための機械システム等の借上料及び税業務システムや職員用パソコン等の借りに要する経費であります。

18節備品購入費につきましては、サーバー室内の監視カメラの更新に係るものであります。

19節負担金につきましては、県高度情報化推進協議会及び市町村電子申請システム共同利用負担料並びに中間サーバープラットフォーム利用に係る負担金になるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

8日出張所費につきましてご説明します。

もみじヶ丘出張所の管理運営経費を計上したものでございます。

主なものとしまして、11節需用費は、プリンター用トナー代など。

12節役務費は本庁との窓口証明のためのファックス回線使用料。

13節委託料は、レジスターの点検料。

14節使用料はテレビの聴取料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

次に、9目交通対策費であります。

交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費等を計上させていただいております。

1節は、交通安全指導員28名分に係ります報酬であります。

9節は、交通安全指導員の出動手当でありまして、実績見合いで延べ1,000回分を予定するほか、2年に1回実施しております指導員の視察研修旅費を計上しております。

11節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用のリーフレット代、交通安全指導員の装備用品代、新入生に係ります黄色い帽子等の購入に要する経費のほか、交通安全広報車2台に係ります車検時におけます修繕料になるものであります。

12節は、交通安全指導員に係ります交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料であります。

19節負担金につきましては、町の交通安全推進協議会及び郡の交通安全推進連絡協議会への負担金になるものであります。

27節公課費につきましては、交通安全広報車2台の自動車重量税であります。

34ページに入りまして、10目の無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線放送機器の管理運営に要する経費でございます。

11節につきましては、防災無線子局の電気料及び修理代等、12節は黒川消防本部と

の専用回線の使用料、13節は防災無線放送機器の年間保守点検委託に係る部分、19節につきましては、電波利用料の負担金になるものであります。

11目女性行政推進事業費につきましては、男女共同参画推進プランに基づく事業の推進に要する経費であります。

1節につきましては、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬、8節は、男女共同参画推進リーダー研修会の講師謝金、9節は、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償に係る部分、11節につきましては事務用品のほか啓発用のパンフレットの印刷代に要するものであります。

12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座の開催に要する費用であります。

7節賃金につきましては、消費生活相談員1名分の賃金、11節につきましては消費生活啓発用購入及び啓発用のリーフレット作成に要する経費であります。

14節は消費生活講座の移動研修の際のバスの借上料、18節につきましては、消費生活相談員用端末機の更新であります。

19節につきましては、区市町村消費生活相談員連絡協議会の負担金になるものであります。

次に、13目無線放送施設整備費につきましては、現在の防災行政無線を更新し、新たにデジタル化した無線放送設備を設置するものであります。設置工事につきましては、26年度から28年度までの3年間を予定しておりまして、全てデジタル化に更新をするもので、27年度につきましては再送信子局2局、それから、屋外拡声子局15局を整備するものであります。

9節旅費につきましては、材料検査に係る旅費、12節役務費は建築確認及び無線局免許申請の手数料、13節委託料につきましては、設置工事に係ります施工管理業務委託料であります。

15節につきましては、無線放送設備設置工事費に係る費用となります。

次に、14目諸費につきまして、総務課に係る部分についてご説明を申し上げます。

総務課に係る内容としましては、人権相談、行政相談及び調整施行60周年記念式典並びに町政功労者の表彰などに要する経費を計上しております。

1節報酬につきましては、表彰審査委員会委員6名分の報酬、8節につきましては、人権ポスターコンクール参加賞及び町政功労者表彰者への記念品代等でございます。

9節は、表彰審査委員の費用弁償であります。

11節につきましては、人権啓発用購入代、社明運動の3時30分運動周知代や、表彰

式で使用する消耗品及び式次第等の印刷代等であります。

12節につきましては、表彰者への表彰式の案内はがき及び全国町村会総合賠償保障保険料でございます。今回新たな形で現在6型の形で累計契約しておりますが、新たに8型に変更をお願いするものでございます。掛け金につきましては、現在町民1人当たり83.3円から91.1円に変更することにより、身体賠償額が1億5,000万円から2億円に、個人情報漏えい保険につきましても、1億円から2億円等にそれぞれ増額など補償制度の確立を図るものであります。

15節工事請負費のうち、総務課の部分につきましては防犯カメラの設置工事2台に係る部分でございます。

19節につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか6団体の負担金及び大和町防犯協議会、鶴巣地区振興協議会の補助金等でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

14目諸費でございますが、一番上の財産区地域振興費が財政課の所管の分でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床地区の駐車場用地の借り上げ料でございます。

続きまして36ページお願いいたします。

19節負担金補助金につきましては、補助金の七ツ森観光協会から落合児童館母親クラブまでが宮床、吉田、落合各財産区からの繰り入れを受けまして、地域振興に要する経費といたしまして補助金の計上でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

14目諸費の町民生活課に係る部分でございますが、自衛官募集事務費3万2,000円でございます。

9節旅費1万3,000円、11節需用費1万円、12節役務費9,000円ということで、全て自衛官募集のための事務経費でございます。

以上になります。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長兼都市建設課長堀籠 清君。

上下水道課長兼都市建設課長 (堀籠 清君)

14目諸費のうち、防犯対策費の都市建設課所管の防犯灯の維持管理及び設置費に要する経費を計上してございます。

11節の需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯2,378基の電気料及び修繕料でございます。

15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業により防犯灯更新事業を実施するものでありまして、既存の防犯灯を長寿命省エネタイプのLEDの防犯灯に切りかえるもので、92灯の切りかえを予定してございます。

そのほか、防犯灯の新設、添架12灯、独立柱を設置しての設置2灯分、これにつきましても予定しておりまして、これもLED防犯灯により設置する予定としてございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長高崎一郎君。

税務課長 (高崎一郎君)

次に、2款2項徴税費についてご説明を申し上げます。

資料37ページをお開き願います。

まず、1目税務総務費につきましては、税務事務の維持管理経費及び税務一般に要する経費を計上しております。

主なものでございますが、総務課で所掌しております1節報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

次に、37ページ、11節需用費でございますが、参考図書追録代、コピー代、事務消耗品代のほか、税務証明書用紙の印刷代でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、負担金につきましては仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。

補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金であります。

次に、2目賦課徴収費でございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税関係事務、申告相談事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上しております。

主なものでございますが、4節共済費並びに7節賃金でありますけれども、給与支払い報告書整理、申告相談関係の事務補助員及び収納に係ります事務嘱託員の賃金及び社会保険料を計上してございます。

8節報償費でございますが、納税貯蓄組合72組合に対します完納報償金の見込額を計上してございます。

11節需用費でございますが、住民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書及び徴収事務に係ります督促、催告状の印刷代並びに徴収用自動車の燃料代、公用車であります、並びに車検整備等の修繕等に要する経費でございます。

12節役務費につきましては、還付通知用のはがき代や口座振替手数料、土地家屋の登記事項証明書の発行手数料等に要する経費でございます。

13節委託料につきましては、法人町民税システム、家屋評価システムの保守業務や土地分筆・合筆等の移動修正業務、並びに不動産鑑定業務等の委託に要する業務委託料を計上してございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、滞納管理システムのリース料、固定資産管理システムのリース料並びに地方税電子申告支援システムのサービスの利用料等を計上してございます。

38ページをお開きいただきます。

18節備品購入費につきましては、国税との連携通信用のパーソナルコンピューター1台の購入に要する経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会等に対する負担金で、システム開発関係費の負担金、運用関係の負担金、国税連携関係の負担金を計上しておるところでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税等の税額の修正、校正にかかります過年度還付金及び還付加算金を計上したところで

ございます。

27節公課費につきましては、所掌の公用車の車検時の重量税を計上したところであります。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、町民生活課窓口での各種諸証明、手続き等に要する経費でございます。

主なものとしまして、11節需用費は、各種証明申請書並びにコピー代など、12節役務費は電話料、ファックス回線使用料、はがき代など、13節委託料は、戸籍総合システム保守料及び副本データシステム保守料、14節使用料は戸籍総合システムの借上料、19節負担金は、県戸籍住基事務協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱 （遠藤幸則君）

39ページ選挙費になります。

4項1目選挙管理委員会費の1節及び9節につきましては、選挙管理委員4名分の報酬及び費用弁償、11節は参考図書等の購入代に係るものであります。

2目選挙啓発費につきましては、8節報償費は選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代、9節は選挙啓発研修会の費用弁償に、14節は駐車場の使用料等でございます。

3目県議会議員選挙執行費につきましては、11月12日に任期満了となります宮城県議会議員選挙の選挙事務に要する経費を計上しております。

1節は選挙管理委員、投開票立会人の報酬、3節は投開票事務従事者の時間外勤務手当、4節は事務補助員の社会保険料、7節は事務補助員の賃金と選挙広報配布時経費、8節はポスター掲示場設置使用料の際の謝礼、9節は投開票事務立会人の費用弁償、11節は投票場入場券の印刷代及び選挙事務に要します消耗品代等であります。

12節につきましては、投票場入場券の郵送料及び投票用紙等の計算機の保守点検委託、13節はポスター掲示場設置の委託につきましてお願いする、期日前及び当日システムの借上げ等の委託であります。

14節は投票箱送致用のタクシーの借上げ及び開票用事務備品の借上代に係る部分であります。

18節の備品購入につきましては、開票分類機スタッカーの1台を購入するものであります。

4目町長選挙執行費につきましては、10月8日に任期満了となります大和町長選挙の選挙事務に要する経費を計上しております。

40ページになります。

1節は選挙管理委員会投開票管理者の報酬、3節は投開票事務従事者の時間外勤務手当、4節は事務補助員に係ります社会保険料、7節は事務補助員の賃金、8節はポスター掲示及び設置の際の謝礼、9節は投開票立会人の費用弁償に、11節は投票入場券の印刷及び選挙事務に要する消耗品代等であります。

12節は投票場入場券の郵送料及び投票用紙計算機の保守点検等、13節はポスター掲示の設置委託、期日前及び当日システムの委託関係、14節は投票箱用の送致のタクシー借上げ並びに個人演説会場の借上料になるものであります。

5目町議会議員選挙執行費につきましては、平成28年3月31日に任期満了となります大和町議会議員選挙の選挙事務に要する経費であります。

同様に1節は選挙管理委員及び投開票立会人の報酬、3節は投開票事務従事者の時間外勤務手当、4節は事務補助員の社会保険料、7節も同様に事務補助員の賃金と選挙広報時の配布経費、8節はポスター掲示場の設置者への謝礼、9節は投開票立会人の費用弁償に、11節は投票入場券の印刷及び選挙事務に要する消耗品代関係、12節は投票入場券の郵送料及び投票用紙計算機の保守点検料、13節はポスター掲示場の設置委託並びに期日前システム等の委託関係について、14節は投票箱送致のタクシー借上げ並びに個人演説会の会場借上げになるものであります。

次に、5項1目統計調査費であります。

統計調査費につきましては、10月1日に調査基準日となります国勢調査が実施される経費またはそのほか商業統計調査及び経済センサス調査の指定統計調査に要する経費であります。

1節は国勢調査指導員15名並びに調査区調査員約30名の報酬、3節は統計調査に係る職員の時間外勤務手当、4節は事務補助員の社会保険料、7節は事務補助員の賃金、

9節は統計調査員の費用弁償、11節は統計調査に要する事務消耗品代等であります。

12節は郵送料及び電話料に係る部分、13節は国勢調査の特定調査区調査代等の委託の関係、19節は県統計協会への負担金及び大和町統計調査協議会への補助金になるものであります。

続きまして、6項1目監査委員費であります。

監査委員費につきましては、監査委員2名、事務局職員1名の人件費及び例月出納検査、定期監査、各種会計の決算審査に要する経費を計上しております。

1節及び次のページの9節の旅費につきましては、監査委員2名分の報酬及び費用弁償であります。

42ページのほうの11節であります。11節需用費につきましては参考図書代と、19節につきましては宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金になるものであります。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は午後1時とします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

それでは、43ページをお願いいたします。

民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。

社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及び民生委員協議会、さらに生活保護事務費、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等の業務等経費でございます。

7節賃金につきましては、セラピー広場管理作業賃金でございます。

11節は消耗品等、12節役務費につきましては公用車損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、セラピー広場樹木殺虫剤散布作業及び3年に1回の憩いの家たんぼの建物調査の委託料でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、大和町民生委員協議会、遺族会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、災害、火災等の一時扶助等でございます。

25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への利子積立金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税、28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費につきましては、いきいきサロン事業、さらには老人クラブ支援、老人保護措置費、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業に要する経費でございます。

8節報償費、11節需用費の主なものといたしましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼及び食糧費、事務用品、配付物印刷代等、さらには敬老会のお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費等でございます。

12節役務費につきましては、敬老会の案内に係ります通信運搬費等でございます。

13節委託料につきましては、大和町シルバー人材センターでの高齢者就業機会創出事業といたしまして、営業活動、広報活動に要する費用、さらには寝具選択、乾燥消毒サービス料等の要する費用でございまして、高齢者の生活支援事業の業務を委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センター連合会への負担金、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用軽減措置といたしましての低所得者利用者負担対策事業費負担金等でございます。

補助金といたしましては、となりぐみ活き生きサロン事業への補助金、さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、介護用品購入費助成費用、さらには偕楽園等入所者老人保護措置費及び80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝い金に要する費用でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計へ必要経費を繰り出すもの

でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費につきましては、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

主なものとしまして、11節需用費は、関係法令の追録代、それから消耗品など、12節役務費、郵便料金等の通信費、インターネットの使用料など、13節委託料は年金ネットの保守料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害障害児への給付や生活支援に要する経費でございます。

8節報償費につきましては、身体障害者・知的障害者相談への謝礼並びに障害支援区分認定調査員謝礼でございます。

9節旅費につきましては、認定調査員の費用弁償でございます。

11節は事務消耗品、12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料及び宮城県国保連合会への介護給付費等審査支払手数料等でございます。

13節委託料につきましては、相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等及び地域活動支援センター運営、さらには生涯福祉サービスマイナンバー対応システム改修に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、障害者福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合における障害

者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等の助成でございます。

20節扶助費につきましては、障害者への日常生活用具、厚生医療、育成医療、補装具、難聴児補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、放課後デイサービス等の障害福祉サービス費に要する費用でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要する燃料費等、光熱水費及び小破修繕費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、センターの総合窓口案内、公衆浴場温管理、機械設備保守点検等の施設管理等の委託料でございます。

14節につきましては、テレビ聴取料でございます。

15節工事請負費につきましては、保健福祉総合センター南側ウッドデッキの改修に要します費用でございます。

18節備品購入費につきましては、業務用冷蔵庫更新の費用でございます。

次のページをお願いいたします。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費負担金と医療給付負担金でございます。

28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計の法定ルール内での繰出金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、7目臨時福祉給付事業費でございます。

臨時福祉給付事業費につきましては、26年度に引き続き、消費税引き上げ等の影響を踏まえ、本年1月1日を基準日といたしまして、平成27年度分市町村民税が課税されない給付対象者1人につき6,000円を給付するものでありまして、給付事務経費及び給付金の計上をいたしたものでございます。

給付事務のスケジュールにつきましては、国より8月から9月ごろに申請受付を開始し、10月から支給を開始するスケジュールを基本に、事業を計画する旨の通知がきているところでもございます。

3節、4節及び7節賃金につきましては、給付事務に要する人件費でございます。

11節需用費につきましては、事務用品、送付等封筒の印刷費、12節役務費につきましては、郵送料、銀行等への振込手数料でございます。

13節委託料につきましては、税等取込対象者に係るシステムの改修費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、給付対象見込み者を3,300人と見込んでおりまして、1,980万円を計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療費給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園奨励教育振興費事業の経費に係るものでございます。

47ページでございます

1節報酬は、子ども・子育て会議委員に対する報酬でございます。

7節賃金は、あんしん子育て医療事務補助、心身医療事務の補助、児童遊園除草等

作業員賃金と生活相談員に係ります賃金でございます。

8節報償費は、虐待防止研修会の講師謝礼及び虐待防止連絡協議会委員謝礼でございます。あわせて未就学児童向けのことばの教室の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、虐待防止連絡協議会委員の旅費、また、子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、庶務関連に要する追録事務経費、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本費、児童公園管理に關します水道等光熱費及び小破修理代でございます。

12節役務費につきましては、郵便料等の通信費、手数料は児童遊園の水道開栓手数料、また保険料は公用車損害賠償保険料でございます。

13節委託料は、乳幼児医療、未熟児医療費等の審査及び支払業務委託、あんしん子育て医療事務業務の委託でございます。あわせまして、児童遊園の遊具の点検委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークルへの補助、幼稚園教育振興費として町内にあります幼稚園に対し助成するものと、私立幼稚園に通園する町内在住の通園時に対し助成を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費としての助成でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

続きまして、2目児童措置費につきましては、児童手当支給事業、0歳から15歳までの約4,100人の12カ月分の児童手当と新生児誕生記念祝詞に要する経費でございます。

7節賃金につきましては児童手当支給事務補助員の賃金でございます。

11節、12節、需用費、役務費につきましては、事務処理に要する経費でございます。

20節扶助費につきましては、児童手当の支給費でございます。

3目母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費に要する経費でございます。11節、12節につきましては事務処理に要する経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、母子父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営費と私立保

育園菜の花、すぎのこ、あわせまして杜の丘保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に係る経費でございます。

49ページをお願いいたします。1節報酬は、もみじヶ丘保育所の嘱託医及び歯科医師に対する報酬でございます。

7節賃金は、保育士、看護師、用務員の計25名に係る臨時職員の賃金でございます。

8節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所への入所・退所の児童に対する記念品、運動会時の商品等に要する経費でございます。

9節旅費につきましては、保育士の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、教材等の消耗品、燃料費、光熱水費及び小破修理、給食等の賄材料費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、エアコン等の清掃点検、火災保険料等でございます。

13節委託料につきましては、菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園への運営委託、もみじヶ丘保育所管理に係る給食業務、清掃業務、除草業務、消防設備点検及び警備業務に要するもの、また、3年に1度行われます特定建築物調査報告業務に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、保育業務システムリース料、もみじヶ丘保育所のAED、印刷機のリース料、遠足時のバスの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、もみじヶ丘保育所排煙装置補修工事に要するものでございます。

18節備品購入費につきましては、自動券売機、あと給食管理ソフトの購入を予定しているものでございます。

19節負担金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金でございます。補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業として一定の基準を満たす認可外保育施設に対し、運営経費の一部を補助するものでございます。さらに、保育対策事業促進事業として一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業に係る運営費の一部を私立保育園に補助するものでございます。

50ページをお願いいたします。

5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要する経費と放課後児童対策としての放課後児童クラブに要する経費について計上しております。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬となります。

7節賃金につきましては、6児童館の児童厚生員22名分、宮床、もみじヶ丘児童館

の用務員に対する賃金でございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時における行事等の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、職員研修旅費、児童館運営協議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、児童クラブ用消耗品、児童館施設管理に要する光熱水費、小破修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費、電話料、切手代、保険料につきましては施設利用者に対する損害保険と施設賠償保険任意保険になります。

13節委託料につきましては、吉岡放課後児童クラブの運営委託でございます。あわせましてもみじけ丘児童館の3年に1回の定期調査報告、その業務委託。また、各児童館清掃等業務、消防設備点検等の業務委託になります。

14節使用料及び賃借料でございますが、AEDのリース料、遠足、児童館行事に係るバスの借上料、小野小学校におけます放課後児童クラブ、もみじけ丘児童館の分室としてですが、プレハブの教室を借り上げておりますので、このリース料となります。

15節工事費につきましては、吉岡児童館入口の木製部分のアプローチ等の改修工事に要するものでございます。

18節備品購入費につきましては、もみじけ丘児童館児童静養室のエアコンを購入する予定にしております。負担金につきましては、宮城県児童館連絡協議会、防火管理協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブ5クラブに対するものでございます。

6目子育て世帯臨時特例給付事業につきましては、消費税引き上げに伴う子育て世帯への消費を下支えを図ることから、児童手当の対象児童1名につき3,000円を支給するもので、支給事務経費と給付金を計上したものでございます。申請受付は6月下旬から見ておりまして、申請受理、審査が済み次第支給をしていく予定でございます。

3節は職員手当、7節賃金は事務に要する人件費でございます。

11節は事務用消耗品、送付用封筒の印刷を考えております。

12節は郵送料、また、銀行への振込手数料でございます。

13節はシステム改修に要するものでございます。

19節負担金補助につきましては、児童1人当たり3,000円の支給見込み児童4,300名分を計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、52ページをお願いいたします。

3款3項1目復興支援費でございます

東日本大震災によります災害復旧住宅融資利子補給補助金並びに災害援護資金の貸し付けに要するものでございます。

19節補助金につきましては、災害住宅復旧費用といたしまして借入れを行った35名の方に利子補給するものでございます。

21節貸付金につきましては、国の制度でございます災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務費の主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種健診、栄養改善、健康づくり推進、明るく元気で生きたいわ～健康たいわ21、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰り出し、合併浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

1節報酬につきましては、食育推進会議の委員11人分の報酬でございます。7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、子育てすこやか相談、訪問指導等に係る保健師、看護師、栄養士、助産師の賃金でございます。

8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師・歯科医師への謝礼、健康たいわ21推進委員、健康づくり推進協議会委員への謝礼等、さらには献血の際の記念品代等に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、食育推進員の費用弁償及び保健師の研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品、印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、クリーニング代、公用車の保険料等でございます。

13節委託料につきましては、休日の当番医制事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診等に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、食生活改善推進員及びふれあい教室研修等

のバスの借り上げ、有料道路通行料でございます。

18節備品購入費につきましては、マタニティセミナー指導用新生児模型の購入費用でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして黒川病院への大和町分の負担金といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金、さらには各種医療対策委員会等への負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成金でございます。

24節投資及び出資金につきましては、水道事業会計への出資金、28節繰出金につきましては、水道事業会計個別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用等でございます。

7節賃金につきましては、各種健診、健康相談時におきます保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等に要する賃金でございます。

8節報償費につきましては、予防接種健康被害調査会委員への謝礼、健康づくりモデル事業の講師謝礼等でございます。

11節需用費につきましては、各種健診の申込書、通知書の印刷、さらには予防接種等の通知、予防接種券の印刷、インフルエンザ対策用品代等の費用でございます。

12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の通知等の通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種法に基づきます個別予防接種及び感染症法に基づきます結核健康診査、さらには健康増進法に基づきます健診の一般的な基本健診並びに各種がん検診に要する費用でございます。

14節につきましては、がん検診研修会の際の駐車場使用料でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

町民生活課に係るものでございます。

最初に、環境衛生総務費2,900万6,000円の内訳でございます。

7節賃金は、花壇耕起管理賃金、8節報償費は環境美化推進員の謝金、11節需用費は防疫の薬剤費、花いっぱい運動の花代、肥料代、ごみ啓発チラシ印刷代、防疫用機械の修繕料でございます。

13節委託料は、不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去作業委託、臨時粗大ごみ引取日のごみ運搬業務委託、春秋町内一斉清掃時のごみ運搬業務、不法投棄ごみ処理業務の委託でございます。

18節備品購入費は、防疫薬剤散布機械の購入費、19節補助金は、町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部の補助金でございます。

続きまして、環境計画推進費のうち53万円の内訳としまして、エコファクトリー周辺対策の水質検査、ダイオキシン検査、アスベストの検査機関への委託料でございます。

次に、環境マネジメントシステム事務推進費56万1,000円の内訳でございます。

13節委託料は、ペーパーリサイクル処理委託費、19節負担金は宮城グリーン購入ネットワーク年会費でございます。

続きまして、公害対策費104万2,000円の内訳でございます。

11節需用費は、乾電池及び記録用の用紙などの消耗品、13節委託料は、河川水質検査業務の委託料でございます。

次に、狂犬病予防費299万4,000円の内訳でございます。

11節需用費は、犬の鑑札シール作成料、啓発グッズ代、集合注射通知の印刷代、また公用車の燃料整備費用でございます。

12節役務費は、電話料、公用車保険料、13節委託料は、狂犬病予防集合注射業務の委託料、14節使用料は、狂犬病予防注射会場借上料、27節公課費は、公用車の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分の環境計画推進費、再生可能エネルギー等導入事業費についてご説明いたします。

1節報酬につきましては、環境審議会委員への報酬でございます。

8節報償費につきましては、第2次環境基本計画策定に当たり、町民の皆様によります検討委員会を設置することとしておりまして、委員への謝金でございます。

9節旅費につきましては、環境審議会委員への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、環境基本計画書の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、環境基本計画策定のためのアンケート調査郵送料、役場庁舎ほか公施設の太陽光発電設備の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、第2次環境基本計画策定業務委託料及び鶴巣防災センター、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターへの太陽光発電設備設置工事に係ります工事施工管理委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣防災センター、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターへの太陽光発電設備設置工事費でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費でございます。

これにつきましては、一般廃棄物の処理費用とごみ埋立場の維持管理費でございます。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬でございます。

8節報償費は、資源回収奨励金で、資源回収団体に対する1キロ当たり3円の奨励金、9節旅費は、廃棄物減量等推進審議会の費用弁償、11節需用費は、クリーンステーションの立て看板、ポール、回収ネット代、一般家庭用ごみ収集計画表の印刷代、廃棄物処分券、廃棄物搬入許可書などの印刷代となっております。

12節役務費は、クリーンヤードコンテナ保管庫の火災保険料となっております。

13節委託料は、一般廃棄物収集運搬委託料並びにごみ埋立地除草業務委託費30万

5,000円、さらにはごみ埋立地の支障木伐採剪定委託業務料234万3,000円でございます。

19節負担金につきましては、黒川行政事務組合の負担金でございます。内訳としまして、し尿処理経費分2,203万5,000円、ごみ処理経費分2億3,902万6,000円、最終処分場経費分6,573万8,000円となっております。

補助金につきましては、クリーンステーション30カ所の整備の補助金でございます。以上になります。

議 長 （大須賀 啓君）

農業委員会事務局長石垣敏行君。

農業委員会事務局長 （石垣敏行君）

続きまして、5款農林水産業費でございます。1項1目農業委員会費につきましては、農業委員会総務費といたしまして、農業委員会の開催、委員活動に要する経費並びに農業者年金受託事業に要する経費を計上いたしております。

主なものでございます。57ページをごらんいただきたいと思います。

1節の報酬につきましては、農業委員16名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、農業者年金被保険者、受給保険者の台帳の整備に要する事務補助員の賃金でございます。

9節旅費につきましては、農業委員費用弁償や研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、事務用品、コピー代の消耗費のほか、印刷製本費につきましては、農業委員会代理発行や各申請書用紙の印刷代に係るものでございます。

10節交際費につきましては会長交際費でございます。

12節役務費につきましては、手数料につきましては登記事項と証明のオンライン交付手数料となっております。

13節委託料につきましては、農地台帳システムの保守点検料になります。

14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員研修等のバス借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、宮城県農業会議ほか2団体への負担、それから、補助金につきましては町の認定農業者連絡会と農業者年金加入者協議会への助成となっております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

それでは、58ページお願いいたします。

2目農業総務費でございます。このうち財政課所管分につきましてご説明申し上げます。

この中で宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの4施設の維持管理に要します経費を計上いたしたところでございます。

主なものにつきましては、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の賃金、11節需用費につきましては、各施設の燃料費と光熱水費のほか、施設の小破修繕費に要します経費を計上いたしておるところでございます。

12節役務費につきましては、通信費あるいは施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務、清掃業務、巡視業務、あと落合ふるさとセンターの管理業務等の委託、あと各種施設の防火施設等の保守点検に要します委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、各施設のテレビ受信料及び宮床基幹集落センターにおきましては清掃用具の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、町民研修センターの屋上漏水修繕といたしまして、経年劣化しております防水シートの交換に要する経費でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

同じく2目農業総務費の産業振興課分につきましてご説明いたします。

農業総務費ということで、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

8節報償費につきましては、農協まつりの際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、公用車のタイヤ購入代、一般事務用品代等でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、光熱水費につきましてはふれあい農園の水道代、電気代、修繕料につきましては公用車の車検代及びふれあい農園の管理機の修理代等でございます。

12節役務費の手数料につきましては、公用車の車検の際の印紙代、保険料につきましてはふれあい農園の管理棟建物共済及び公用車の自動車損害共済に要するものでございます。

13節委託料につきましては、ふれあい農園の管理委託及び浄化槽維持管理清掃委託に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県農業公社、鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

59ページでございます。

27節公課費につきましては、公用車の車検の際の自動車重量税でございます。

続きまして、3目の農業振興費でございます。主に農業の振興、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣対策事業等に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名分の報酬でございます。

8節報償費につきましては、農業経営改善支援チーム員の報償金でございます。

9節旅費につきましては、農業振興地域整備推進協議会の際の費用弁償、認定農業者等の研修旅費等でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、コピー代、産業まつりの際の参加記念品、イノシシ捕獲用のわな及び威嚇用の爆竹、事務用品等でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、食糧費につきましては多面的機能支払交付金事業の事務指導及び会議の際のお茶代、印刷製本費につきましては封筒の印刷に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会のほか3団体への負担金、補助金につきましては廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化促進利子補給費、野草駆除に係ります農地等環境保全対策事業への助成、新規就農者促進対策資金利子補給費、たいわ産業まつり実行委員会の助成、いもち病やカメムシ防除に係ります黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けまして導入い

たします産直リースハウス事業者に対しての助成。

60ページをお願いいたします。

産地育成対策事業といたしまして、曲りねぎ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、玉ねぎ安定生産対策事業への助成、町内34組織で取り組んでおります多面的機能支払交付金事業への助成、中山間地域振興事業としまして、吉田みどりの少年団活動とあさひな農協での特産品普及推進事業等への助成、中山間地域指定の難波地区及び金取北地区の一部が取り組んでおります農業用施設等の維持保全に係ります中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣被害対策として狩猟免許等の新規取得及び更新に係ります経費への一部助成でございます。

次に、4目の畜産業費でございます。

畜産業の振興に係るものでございまして、19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県畜産協会ほか2団体への負担金でございます。

そのうち、全国和牛能力共進会につきましては、平成29年度に宮城県を会場に開催されるものでございまして、その負担金でございます。

補助金につきましては、肥育素牛販売促進対策事業といたしまして、町内で生産されました子牛を町内の肥育農家が購入した場合に、1頭につき2万円を助成しようとするもの、また、繁殖牛子牛の事故共済事業といたしまして、流産や死産、奇形等に対する共助金として助成をいたすものでございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金への積み立てでございます。

次に、5目農地費でございますが、農地一般と県営土地改良推進事業委及び農業集落排水事業に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘ため池周辺の除草及び農業施設の維持管理に要する作業賃金でございます。

61ページでございます。

9節旅費につきましては、技術研修会及び現地等検討協議会に係ります旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、アユ、イワナ、サケ、マス等の稚魚放流の際の稚魚代及びコピー代、印刷製本費につきましては、農業農村整備事業管理計画書の図面印刷代、光熱水費につきましては舞野大橋街路灯の電気代でございます。修繕料につきましては農業用施設の急破修繕に要するものでございます。

12節役務費につきましては、ため池、水路、史跡合わせまして247カ所の農業用施

設の賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、杜の丘調整池管理業務委託料及び大角地区ため池整備事業の積算業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、労務、資材、短歌の著作権使用料でございます。

15節工事請負費につきましては、大角地区のため池整備工事及び農道舞野大橋線の区画線設置工事に要するものでございます。

16節原材料費につきましては農業用施設維持管理用補修材料でございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県土地改良事業団体連合会ほか4団体への負担金及び八志田堰用水路改修事業に対しましての負担金、補助金につきましては町内4カ所の排水機場の洪水調整事業及び報恩寺地区排水路整備に係る豊かなふるさと保全整備事業委に助成するものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

6目の水田農業対策費でございますが、水田農業推進に要する費用でございます、経営所得安定対策の推進、転作等への助成でございます。

7節賃金につきましては、転作等の現地確認の際の立会人の賃金でございます。

8節報償費につきましては、水田農業先進地視察の際の講師謝礼及び人・農地プラン検討委員への報償金でございます。

9節旅費につきましては、先進地視察研修会に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、印刷用トナー代、事務用消耗品代等に要するもの、食糧費につきましては、集落代表者説明会などのお茶代、印刷製本費につきましては人・農地プラン農用地図の印刷代でございます。

12節役務費の通信運搬費につきましては、集落代表者説明会の案内に係ります切手代でございます。

62ページをお願いいたします。

手数料につきましては、水田台帳システムのソフト保守料でございます。

14節使用料及び賃借料の車借上げ料につきましては、先進地視察研修の際のバス借上料及び転作農現地確認の際の車借上料でございます。有料道路通行料につきましては先進地視察研修の際の高速道路料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、水田農業構造改革対策推進事業といたしまして、大和町地域水田農業推進協議会及び各集落で行っております水田農業ビジョン推進事業、落合三ヶ内地区で取り組んでおります水稻直播栽培普及事業への助成、

水田営農条件整備事業といたしまして、落合檜和田中屋敷生産組合ほか3地区での集団営農用機械整備事業への助成、平成26年産米の米価下落に対しましての農業再生産支援事業にそれぞれ助成するものでございます。

5款2項1目の林業振興費でございます。

林業の振興一般、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する費用でございます。

7節賃金につきましては、林道の除草及び倒木の除区等に係る賃金でございます。

9節旅費につきましては、林業普及推進会議等に係る旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、松くい虫被害調査の際の消耗品代、修繕料につきましては林道等の急破修繕料でございます。

13節委託料につきましては、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線ほかの除草業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の桜の木が枝折れしておりますことから、それらの除去や一部補植等の業務。森林病虫害等防除業務に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県林業振興協会ほか6団体への負担金でございます。

63ページでございます。

補助金につきましては、林業地域振興事業費は大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費につきましては、宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に係ります助成、民有林育成対策推進事業費は吉田愛林公益会ほか3団体が民有林の整備事業を実施した際に県の補助に対しましての上乗せ補助をいたすものでございます。

6款1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費に係るものでございます。

2目の商工振興費につきましては、商業、工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、大和リサーチパーク緑地支障木伐採及び除草賃金でございます。

8節報償費につきましては、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、企業訪問に係ります職員の旅費及び東京、名古屋で開催されます企業立地セミナーへの参加旅費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、企業訪問の際の手土産代や新規立地企業の起工式、竣工式での祝い品等のほか、コピー代や事務用品代でございます。

食糧費につきましては、企業等連絡懇話会に係るもの、印刷製本費につきましては企業立地ガイド及び工業団地等PRパネルの印刷代、修繕料につきましては企業案内

板の修正等に係るものでございます。

12節役務費につきましては、リサーチパーク分譲等に係る新聞広告代でございます。

13節委託料につきましては、仙台北部工業団地のり面除草に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料の車借上料につきましては、来庁者送迎用の車代、有料道路通行料につきましては企業訪問の際の高速道路通行料でございます。

64ページ目をお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大和町中小企業振興資金補保証料ほか2団体への負担金、補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合支援事業への助成、商店街担い手育成支援事業は大和まるごと市への助成と下町及び上町地区で取り組みます商店街街路灯LED化推進事業への助成、大和町中小企業振興資金等利子補給費、東京エレクトロン宮城ほか6社に対しましての企業立地奨励金等に係るものでございます。

21節貸付金につきましては、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

3目観光費でございます。

観光振興一般、観光施設維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会の助成や、各種イベント事業に対します助成に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、船形山登山道、七ツ森升沢遊歩道、旗坂野営場の除草の賃金及び七ツ森遊歩道と升沢避難小屋の管理人に対する賃金でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、イベント用消耗品のほか、旗坂キャンプ場の清掃用品代等でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、印刷製本費につきましてはまほろば大使の名刺印刷代、光熱水費につきましては旗坂野営場の公衆トイレの電気料、修繕料につきましてはふれあいの里バンガローの階段修繕及び観光施設の急破修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用いたしますはんでんなどのクリーニング代、火災保険料につきましては陶芸体験館等観光施設10施設に係るものでございます。

自動車損害保険料につきましては、公用車の任意共済保険料、保険料につきましては尾花沢花笠おどり参加者の保険料でございます。

13節委託料につきましては、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運

動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係ります指定管理料のほか13カ所の公園管理委託料及び旗坂野営場の浄化槽維持管理清掃委託料でございます。

14節使用料及び賃借料の会場借上料につきましては、船形山入山届登記専用ポスト設置小屋に係るもの、車借上料につきましては山形県尾花沢市で開催されます花笠踊りへの交流参加の際の送迎用バス借上料でございます。

65ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか7団体への負担金、補助金につきましては、大和町観光物産協会運営への助成、お立ち酒全国大会実行委員会及び島田飴まつり実行委員会への助成、もみじヶ地区を中心に開催されますフラットe商店会、ハロウィン2015への助成、まほろばまつり実行委員会の助成でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長兼都市建設課長堀籠 清君。

上下水道課長兼都市建設課長 (堀籠 清君)

それでは、65ページをお開き願います。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費であります、用地対策事務及び各種協議会等の負担金に要するものでございます。

11節の需用費につきましては、法令の追録代、参考図書購入のほか、収入印紙代などでございます。

66ページでございます。

12節役務費につきましては、登記事務証明の発行手数料及び携帯電話3台分の使用

料、13節委託料につきましては、国土調査の誤り訂正測量業務に要するもの、14節使用料料につきましては、仙台法務局用務の際の駐車場使用料及び建設物価の著作権使用料などがございます。

16節の原材料費につきましては、用地杭及びプレートの購入に要するものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県道路協会ほか13団体への負担金となっております。

2項の道路橋りょう費1目道路維持費につきましては、道路修繕、側溝修繕、舗装修繕、街路灯の剪定や除草、道路維持作業車の管理など、町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理費用でございます。

67ページの7款賃金につきましては、山間部などの町道除草地区委託分及び街路樹の選定作業、路肩補修にかかる作業賃金でございます。

11節の需用費の消耗品につきましては、土のう袋や除草剤など道路維持作業資材のほか、グレーダーショベル、3.5トンダンプなどの公有車両の消耗品などがございます。

燃料費は道路維持管理車両のガソリン代など、光熱水費は街路灯、バスターミナルに要する電気料及び上下水道料、修繕費は公有車両の車検、修繕費及び街路灯の修繕費であります。

12節の役務費につきましては、車検時の印紙代及び都市建設課所有車両の自動車損害保険料、バスターミナルの待合所の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、体積土砂の撤去作業、バスターミナルの待合所の清掃・警備に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、町道升沢線ほか3路線の土地借上料、15節工事請負費は町道新田線、町道中町下町線などの舗装修繕及び大崎三ノ関線などの側溝整備の費用でございます。

16節原材料費につきましては、碎石、スファルト合材、側溝ふたなどの購入費、17節公課費は3.5トンダンプなどの自動車重量税であります。

2目の道路新設改良費につきましては、国土交通省補助事業、防衛相補助事業、町単独事業に要するものでございます。

11節需用費のうち消耗品はコピー代及び積算資料図書購入代、そのほか一般事務用品などがございます。印刷製本費は補助事業申請時の図書作成に要するもの、12節役務費は防衛相補助事業の町道桜木上舞野線の不動産鑑定及び分筆に要するものでござ

います。

13節の委託料につきましては、国土交通省補助事業で行う田中橋の橋梁詳細設計、防衛相補助事業で行う桧木上舞野線の物件補償調査、町単独事業で行う町道蒜袋宮前線の測量設計に要するものでございます。

68ページの14節機械借上料につきましては、土木積算システム機械借上料でございます。

15節工事請負費であります。防衛相補助事業で昨年度に引き続き行う町道台ヶ森線及び高田線舗装改良工事を予定するものでございます。また、平成27年度から町道松坂平7号線の舗装改良工事を新たに実施する予定といたしてございます。単独費では町道太田小鶴沢線の舗装新設工事を予定するものでございます。

17節の公有財産購入費であります。桧木上舞野線の道路用地購入に要するもの、19節負担金補助及び交付金についてであります。国土交通省で行う吉田川河川改修事業に伴う町道桧木上舞野線の丸子淵橋の架けかえに伴う負担金に要するものでございます。

22節の補償補填及び賠償金であります。町道桧木上舞野線道路改良工事に伴う物件の補償金に要するものでございます。

3目の道路橋りょう維持費の13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑木の除去作業に要するもの、4目の交通安全施設整備事業費の15節工事請負費につきましては、交通安全施設として区画線やガードレールなどの設置工事を予定するものでございます。

16節原材料費はカーブミラーやデリネーターなどの購入費用でございます。

3項の河川費1目河川費につきましては、吉田川ほか6河川の河川敷などの維持管理に要するものでございまして、7節賃金は河川の支障木など撤去作業賃金及び三峰防災調整池除草作業賃金でございます。

11節需用費につきましては、西川左岸樵橋樋管の電気料でございます。

12節役務費につきましては、準用河川明ヶ沢川改修工事に伴う用地買収を行うための不動産鑑定と分筆に要するもの、13節委託料は西川樵橋樋管操作管理、準用河川小西川河川改修工事に係る寺野沢水路の用地測量に要するもの、15節工事請負費につきましては、準用河川小西川の河川改修に要するものでございます。

16節の原材料費につきましては、オイル吸着マットなどの購入費用でございます。

17節公有財産購入費につきましては、準用河川明ヶ沢川改修及び寺野沢水路の用地買収に要するものでございます。

69ページをお開き願います。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護会20地区へ助成するものでございます。

4項の都市計画費の1目都市計画総務費の1節報酬9節旅費につきましては、都市計画審議会を3回予定してございます。この費用でございます。

7節賃金につきましては、都市下水路の清掃に要する作業賃金となっております。

11節需用費につきましては、都市計画法令追録代及びカラープリンターインク代など、19節負担金補助及び交付金は、全国街路事業促進協議会と都市計画協会の2団体への負担金でございます。

25節の積立金につきましては、都市整備基金積立金となっております。

2目の下水小費につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分でございます。

3目の公園費につきましては、公園緑地・緑道の維持管理業務に要するものでありまして、7節の賃金につきましては、除草・清掃などの作業の賃金、11節需用費の光熱水費は地区などに委託している南五福院公園ほか7公園の電気料、上下水道料でございます。修繕料につきましては、公園遊具、ベンチなどの修繕に要するものでございます。

12節役務費の手数料につきましては、水道開栓手数料、火災保険料はトイレ、東屋などの保険料、70ページ13節委託料につきましては、東下蔵公園ほか指定管理分の都市公園を株式会社大和町地域振興公社に委託する分2,763万円、随意契約分として同じく株式会社大和町地域振興公社へ委託する公園、緑地、緑道分として1,680万円、地元地区へ委託しますもみじヶ丘1号公園ほか5公園分として287万4,000円、その他公園遊具点検、杜の丘団地の高木伐採業務の委託料となっております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、日本公園緑地協会への負担金でございます。

5項住宅1目住宅管理費につきましては、木造戸建て住宅47戸、アパート7棟140戸、合わせて187戸の維持管理に要する経費となります。

7節賃金につきましては、解体跡地の除草作業への賃金、11節需用費の修繕料につきましては、住宅の雨漏りなどの修繕や結露による内装塗装、クロス修繕、排水つまりによる高圧洗浄作業等に要するものでございます。

12節の役務費につきましては、納入通知書や督促所の郵便料、受水槽給水に伴う水道水の検査手数料、火災保険料などでございます。

13節の委託料につきましては、アパートの受水槽清掃、消防設備点検等の委託に要

するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、下小路住宅の土地借上料でございます。

15節の工事請負費につきましては、木造住宅2棟、3戸でございますが、西原の第3の2棟3戸分の解体工事でございます。下町住宅1号棟の外壁塗装塗りかえ工事、あと西原第一住宅3号棟の自動火災報知機の交換工事及び蔵下住宅の給水ポンプのユニット交換の工事を予定してございます。

7款の土木費については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長総務課長事務取扱（遠藤幸則君）

71ページでございます。

消防費のほうになります。

8款1項1日常備消防費のほうでございますが、19節につきましては黒川地域行政事務組合に対します消防経費に係る負担金であります。

2目の非常備消防費につきましては、消防団員565名の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代のほか、各種訓練などを行う際の経費等を計上しているものであります。

1節報酬につきましては、消防団員565名に対する報酬、8節につきましては消防団表彰の際の記念品代及び消防団60周年記念式典の際の講師謝礼や特別表彰に係る記念品代等、9節は団員の出動手当や健診に係る旅費等であります。

11節は新入団員の活動服のほか、消防団活動用の安全靴、防火衣、防火手袋等の購入及び消防団60周年記念誌等の印刷に係る部分であります。

14節につきましては、火災出動の際の車借上料などあります。

19節負担金等につきましては、県市町村非常勤消防団員補償報奨組合等への負担金及び町の婦人防火クラブ連合会への補助金であります。

3目消防施設費につきましては、防火水槽や消火栓などの消防施設の維持管理や施設整備に要する経費を計上しております。

11節需用費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ小屋等の電気料及び防火水槽や小型動力ポンプなどの修繕に要する経費であります。

12節は消防ポンプ車等の保険料等が主なものであります。

72ページになります。

13節につきましては、もみじヶ丘防火水槽の管理委託及び消防ポンプ孔新設工事実施設計並びに（仮称）南部コミュニティセンターに設置予定をしております耐震性貯水槽整備の実設計業務委託等であります。

14節は消防自動車車庫の土地借上料、15節は小型動力ポンプ庫の建築工事費に係るものであります。

18節につきましては、消防団活動用デジタル簡易無線機及び小型動力ポンプ付軽積載車の購入に要する経費となります。

19節は消火栓の維持管理及び無線従事者等の講習代であります。受講料であります。

27節につきましては、軽積載車購入及び車検に伴う自動車重量税に係るものでございます。

次に、4目水防費であります。水防費につきましては、水防活動に要する経費を計上しております。8節は水防協議会13名に対する謝礼、9節は水防活動出動に対する費用弁償、11節は水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食糧費等であります。

12節につきましては、災害時無線電話料、16節原材料費につきましては、水防倉庫に備蓄する土のう用の砂等の購入に要する資材であります。

5目災害対策費であります。災害対策につきましては地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置の促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業に要する経費等を計上しております。

1節報酬につきましては、防災会議の委員15名に対する報酬、4節は臨時職員の社会保険料、7節は臨時職員の賃金になるものであります。

8節は自主防災組織に関します研修会の講師謝礼、9節については防災会議に対する費用弁償となります。

11節につきましては、防災備蓄用非常食の購入代、自主防災組織に対応します救急工具代、地域防災訓練実施時の炊き出し訓練用の非常食糧等の購入等でございます。

12節役務費につきましては、衛星携帯電話料、震度計情報等の回線の使用料、エリアメール使用料及び食品等放射能検査装置調整手数料並びに地域防災訓練等で使用します消火器の詰めかえ手数料等であります。

13節の委託料につきましては、携帯無線機の保守点検委託料、木造住宅耐震診断士の派遣委託料のほか、新たに防災マップ作成業務委託並びに指定避難所耐震診断業務委託料となるものであります。

18節につきましては、自主防災組織に対応いたします発電機の購入に要する経費であります。19節につきましては県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負

担金、電波利用料及び木造耐震改修工事助成金などに要する経費となっております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、引き続きまして9款教育費についてご説明を申し上げます。

引き続き73ページになります。

1款1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名の報酬及び費用弁償でございます。

10節交際費につきましては教育長交際費でございます。

11節需用費につきましては事務用の消耗品、コピー代及び参考図書書籍の購読料などでございます。

12節役務費につきましては、広告代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対するものでございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談及び学校ICTと確かな学びプロジェクト事業に要する費用の計上でございます。

1節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員の報酬でございまして、年3回の開催を予定しているものでございます。

74ページをお開き願います。

7節賃金につきましては、嘱託員でございます教育相談員2名を大和中学校、宮床中学校にそれぞれ配置するものでございまして、相談補助員につきましては緊急雇用創出事業といたしましてメンタルケア相談員を被災地からの転校生が在籍する吉岡小学校、小野小学校及び大和中学校の3校に配置をいたしまして、被災児童生徒の見守り等を行うものでございます。

8節報償費のうち報償金につきましては、教職員の各種研修会及び保護者を対象といたします教育講演会に係る講師、サマースクール等のボランティア、小学校の親善陸上記録会の指導者など及び60周年記念事業でございます夢と希望と志を語る会講師

に対する謝礼でございます。賞賜金につきましては教育論文応募者に対するものでございます。

9節旅費のうち費用弁償につきましては心身障害児就学指導審議会委員4名及び陸上記録会審判長に対するものでございます。普通旅費につきましては、教育長に係ります各種会議時の旅費、60周年記念事業夢と希望と志を語る会の講師旅費及び教職員の各種研修会講師旅費などでございます。

11節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代等一般事務用品、就学児健診等消耗品などでございます。

印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介をいたします冊子「大和町の学校教育」、60周年記念事業社会科副読本でございます「わたしたちの大和町」、児童生徒の家庭学習習慣化を図るなどの目的により配付いたします「家庭学習の手引き」の印刷代などでございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代、ファクシミリ代、手数料につきましては自動検査用の器具点検料でございます。保険料につきましては陸上記録会の傷害保険料でございます。

13節委託料につきましては、年2回実施いたします標準学力調査及び1回のアイチェックに係るものでございます。

14節使用料及び賃借料のうち機械借上料につきましては、教育用パソコン等の賃借料でございます。車借上料につきましては、分校児童の輸送、特別支援学級移動学習時における車借上料の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務に対します負担金ほか6団体に対する負担金でございます。

次、75ページをお願いいたします。

積立金につきましては、学校校舎建設基金学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

次に、2項1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持管理及び児童教職員の健康診断、学校管理用の備品などの購入に対する費用の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医14名、それから薬剤師5名に対します報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視

員及びプール監視員の賃金でございます。

8節報償費の賞賜金につきましては、運動会賞品及び卒業記念品代に要します費用でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、小学校6校、分校1校で必要といたします消耗品及び小学校施設維持管理に要する燃料費、光熱水費の計上でございます。修繕料につきましては施設備品等の修繕でございます。

12節役務費につきましては、電話使用料、インターネット回線使用料、プール水検査料、火災保険料及び施設賠償保険などの経費についての計上でございます。

13節委託料でございます。児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員、除雪及び学校警備等の業務委託料でございます。

14節使用料、賃借料の主なものといたしまして、車借上料につきましては陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送等に係るものでございます。

18節備品購入費の庁用器具につきましては、小学校学級と教員増に対応するためのパソコン購入、次の76ページでございますが、学校用備品等につきましては小学校6校に係ります学校管理用備品の計上ということになります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理課における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校地域共学推進事業に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、緊急雇用創出事業補助金を充当しての学級支援サポーター、学習支援員、学校図書支援員の配置に要します経費についての計上でございます。

8節報償費につきましては、県の委託事業として実施しておりますスクールソーシャルワーカーへの報償金でございます。

11節需用費につきましては、I C T機器関連分を含む先生用の消耗品と教材の消耗品代及び小学校教科用図書が平成27年度から変わりますことから、教師用の指導書、教科用図書の新規購入が必要となりますので、その費用を計上してございます。

修繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、小学校におきます不用試薬の廃棄手数料などがございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します費用についての計上でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対して交付するものでございます。及び、学校地域共学推進事業として、各学校に交付する交付金ということになります。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護、それから並びに特別支援学級児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品としての山砂、砕石、電球、消火器の購入費用、修繕料といたしまして小破修繕料等を計上いたしておるものでございます。

次の77ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、小学校におきます不用物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、自家用電気工作物、消防設備などの保守点検等業務委託料の計上でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、小学校保健室へのエアコンの設置工事のほか、各校の屋内運動場、プール及び遊具などの修繕に要します経費を計上してございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。中学校2校の維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員及び各中学校の環境整備の作業員、体育館巡視員等の賃金でございます。

8節報償費につきましては、賞賜金でございますが、運動会の賞品及び卒業生への記念品代等でございます。

9節旅費につきましては、職員の旅費でございます。

11節需用費の主なものとしたしましては、一般消耗品、中学校の施設維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては施設備品の修

繕ということでございます。

78ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、電話料、インターネットの回線使用料、各種検査手数料及び火災保険料、賠償保険等の経費についての計上でございます。

13節委託料につきましては、生徒・教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行、それから除雪の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、主なものといたしましてスクールバスの回轉場に係ります土地の借上料、それから中体連、駅伝大会等の生徒輸送にかかわります車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、職員室用のパソコン、生徒用机、椅子などの学校用備品の整備に要する費用の計上でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。負担金といたしまして黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等の負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済といたしまして、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。

補助金といたしまして、中体連東北大会参加事業費補助金をあらかじめ措置するものでございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費並びに魅力ある学校図書館づくり、外国語指導助手の招致及び「たいわっ子」芸術文化推進事業、学校地域行学推進事業等に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、緊急雇用創出事業に係ります学級支援員2名を大和中学校、宮床中学校へ配置するもの及び図書支援員2名の配置に要します賃金の計上でございます。

11節需用費の主なものといたしましては、ICT機器関連分を含みます先生用の消耗品と教材の消耗品代でございます。

修繕料につきましてはパソコンの修繕料でございます。

79ページをお願いいたします。

役務費につきましては、電話料及び不用試薬廃棄手数料でございます。

13節委託料につきましては、民間の外国語指導助手3名分の業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化鑑賞事業の生徒輸送のための車借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金といたしまして学校地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、消耗品としましての山砂、碎石、電球、それから消火器の購入費用及び修繕料といたしまして宮床中学校の受水槽、同じく消防施設、大和中学校の金庫の修繕、同じく照明器具の修繕、そして小破修繕料の計上でございます。

12節役務費につきましては、中学校におきます不用物品等の廃棄に伴う処理手数料でございます。

13節委託料につきましては、FF暖房機、小荷物の専用昇降機、自家用電気工作物、消火設備等の保守点検等業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、大和中学校では保健室へのエアコン設置、雨漏り箇所への修繕、北校舎への扇風機の設置及び宮床中学校では受水槽ポンプの修繕、電気保安設備の交換、旧体育館の器具庫の雨漏り修繕などに要します経費を計上してございます。

次に、4目中学校建設費につきましては、宮床中学校の生徒数の増加により普通教室の不足が見込まれ、南校舎に位置する特別教室の老朽化も激しいことから、南校舎の大規模改修工事を計画いたしまして、あわせて校庭の北側への拡張工事を行う費用を見込むものでございます。

12節手数料につきましては、校庭拡張工事に伴います都市計画法並びに建築基準法に基づきます申請手数料の計上でございます。

13節委託料につきましては、大規模改修実施設計委託料と校庭拡張工事に伴います用地測量設計及び設計業務の委託料の計上でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

続きまして、4項社会教育費1目社会教育総務費につきまして説明をいたします。

1目の主な事業でございますが、生涯学習推進のための生涯学習まつり、文化講演会、家庭教育、青少年教育、成人教育並びに施設管理を行うものでございます。

80ページをお願いします。

1節報酬につきましては、社会教育委員13名分でございます。

2節報償費につきましては、文化講演会、子育て講座、協働教育本部事業に伴う謝金、原阿佐緒賞選考委員の方々への謝礼でございます。

9節旅費につきましては、社会教育委員、家庭教育サポーターによります視察研修等費用弁償、特別旅費につきましては、家庭教育ですとか青少年教育事業での研修旅費、そして原阿佐緒賞の選考委員の旅費でございます。

11節の需用費につきましては、各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学ですとか、文化講演会のチラシ、それから各種教室の活動記録の印刷代でございます。修繕料につきましては、原阿佐緒記念館の屋根の修繕でございます。

12節の役務費につきましては、まほろば大学各講座の御案内、幼児学級ですとか家庭教育サポートチーム等の通信費でございます。

広告料につきましては、原阿佐緒賞短歌募集におきまして、短歌専門の全国月刊誌「短歌」に掲載します広告料でございます。

火災保険料につきましては、社会教育施設での火災保険料でございます。保険料につきましては、まほろば大学フィットネス教室、たいわっ子夢航路、青少年教育の傷害保険でございます。

13節の委託料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設に係る指定管理、宮床歴史の村保存会への委託料、吉岡東官衙史跡公園の管理委託料、民族談話室巡視清掃委託料でございます。

14節の使用料、賃借料でございますが、民族談話室敷地の土地借り上げ、協働教育での農作業用機械借り上げ、未来塾での車借上料、そして親子ふれあいキャンプでの有料道路の使用料、そして文化財発掘伴います機械借上料でございます。

81ページをごらん願います。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会、県青少年劇場小講演の開催地負担金でございます。補助金につきましてはPTA連合会、ジュニアリーダーの連絡協議会、子供会育成連合会への補

助金、そして文化財保存会への補助金でございます。

次に、2目公民館費でございますが、公民館の運営費用であります総務費のほか、青少年、成人、女性、高齢者までの教育事業、そして町民文化祭等の芸術文化推進事業、図書室、運営事業に係る経費でございます。

1節の報酬につきましては、公民館分館長41名おりますが、嘱託公民館長等の報酬でございます。

82ページをお願いします。

7節の賃金につきましては、図書室のパート職員の賃金でございます。

8節の報償費でございますが、報償金としまして分館長研修会、ふるさと体感隊、食彩料理教室等各教室での講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼でございます。

賞賜金につきましては、成人式、書き初め大会等の記念品でございます。

9節の旅費でございますが、分館長会議の費用弁償でございます。

11節の需用費の主なものにつきましては、一般事務用品のほか各教室と講座の裁量費、資料の印刷代等でございます。

12節の役務費につきましては、電話料、通信用はがき代でございます。保険料につきましては公民館総合補償保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭での音響照明業務委託でございます。

14節の使用料、賃借料につきましては、図書管理システムソフト借上料、各講座の移動研修の際の車借上料が主なものでございます。

19節の負担金につきましては、健康民間連絡協議会、郡公民館連合会に対します負担金でございます。補助金につきましては連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。ここでは文化財保護普及と文化財の調査事業を行っております。

1節の報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬でございます。

83ページをお願いします。

7節の賃金につきましては、作業員、嘱託員の賃金でございます。

8節の報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師謝礼でございます。

9節の旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11節の需用費につきましては、郷土史講座及び文化財めぐりの際の消耗品でございます。修繕料につきましては小破修繕でございます。

12節の役務費につきましては、遺跡調査、携帯電話使用料及び郷土史講座並びに文

化財めぐりなどの案内用のはがき代でございます。

14節の資料料及び賃借料につきましては、発掘調査に係るバックホーですとか、ダンプカー等の重機の借上料金、そして郷土史講座、文化財めぐり等のバス借上料でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、全国民族芸能保存振興市町村連盟への負担金、そして町内の文化財等保存会への補助金でございます。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、文化財保護に係る経由事務交付金に伴う返還金でございます。

次に、4目まほろばホールの管理費でございます。

1節の報酬につきましては、まほろばホール運営委員会委員10名分の報酬でございます。

7節の賃金につきましては、窓口の業務員補助2名分の賃金でございます。

9節の旅費につきましては、まほろばホールの運営委員会の費用弁償でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品、冷暖房燃料、まほろばホールの電気料、上下水道料などの費用でございます。そして光熱水費、冷暖房用の燃料費、修繕料でございますが、修繕料につきましては和式トイレから洋式への交換修繕、その他小破修繕でございます。

12節の役務費についてでございますが、電話料、郵便料などの通信運搬費と建物の火災保険料が主なものでございます。

84ページをお願いします。

13節の委託料につきましては、電気、清掃、保守点検業務の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、電話システムリース、テレビ聴取料でございます。

15節の工事請負費につきましては、和室雨漏り修繕、それから駐車場の区画線の補修工事費でございます。

18節の備品購入費につきましては、舞台音響卓、それから佐藤忠良の彫刻を購入するものでございます。

19節の負担金につきましては、危険物安全協会、防火管理協議会、公立文化施設協議会への負担金でございます。補助金につきましては大和町の文化振興協会への補助金となっております。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、引き続きまして84ページでございますが、5目教育ふれあいセンター管理費についてご説明を申し上げます。

教育ふれあいセンターにつきましては、吉田、鶴巣並びに落合の教育ふれあいセンターの管理運営費に係ります経費について計上いたしてございます。

7節賃金でございますが、体育館巡視員等の賃金でございます。

11節需用費の主なものといたしまして、消耗品といたしまして碎石、電球及び消火器の購入に要する経費でございます。

ほかに施設の電気水道料等、それから修繕料につきましては雨漏り、遊具、照明器具等の修繕を予定しておりまして、並びに小破修繕料も合わせて計上いたしております。

12節役務費につきましては、飲料水の検査及び火災保険料、損害賠償保険料などがございます。

13節委託料につきましては、業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託設備の保守点検、警備委託及び除雪の業務の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料、それからテレビの受診料、清掃用具借上代でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターのベランダの防水修繕工事、それから落合教育ふれあいセンターの電気設備の修繕を行う予定として計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川防火管理協議会への負担金ということになってございます。

次に、85ページをお願いいたします。

6目森の学び舎活動費でございますが、森の学び舎の管理運営に関する経費について計上いたしてございます。

11節需用費でございますが、清掃用の消耗品、そのほか施設の電気、水道料などがございます。

12節役務費につきましては、火災保険料などがございます。

13節委託料につきましては、清掃及び管理の委託料の計上を行ってございます。

15節工事請負費につきましては、地下タンクの廃止工事に要する経費を計上いたしておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時00分 休 憩

午後3時11分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の前に、産業振興課長より訂正の申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。それでは、産業振興課長。

産業振興課長 (大塚弘志君)

大変申しわけございません。

説明書の58ページ目でございます。

5-1-2の農業総務費の中の19節負担金の名称のところ、私、「県農業公社への負担金のほか」というふうなご説明申し上げましたけれども、こちら「みやぎ農業振興公社」と名称が改正になっておりましたので、お詫びして訂正したいと思います。

「みやぎ」は平仮名でございます。平仮名で「みやぎ」そのあと「農業振興公社」というふうに名称改正になっておりますので、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 (石川 誠君)

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費について説明を申し上げます。

ここでは、スポーツ審議会ですとか推進委員会、それからスポーツ賞顕彰、及びスポーツ支援奨励、そしてレクリエーション広場の管理を行っております。

1 節の報酬につきましては、スポーツ推進審議会委員 5 名分の報酬並びにスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。8 節の報償費につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。

9 節の旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員 5 名分の費用弁償並びにスポーツ推進委員の研修旅費、そして研修会の特別旅費となっております。

11 節の需用費につきましては、一般事務用品が主なものとなりますが、食糧費につきましては、60 周年記念事業のためのものがございます。

12 節の役務費につきましては、建物共済保険ですとか火災保険料でございます。

13 節の委託料につきましては、指定管理者ミズノスポーツサービス株式会社への委託料でございます。

14 節の使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー仙台管内大会参加者の車借上料、そして清掃用具等の借上料でございます。

86 ページをごらん願います。

15 節の工事請負費につきましては、総合体育館の屋根修繕と総合運動公園の駐車場区画線工事でございます。

19 節の負担金補助及び交付金につきましては、県スポーツ推進委員協議会の負担金、そして60 周年記念事業の地区分会への補助金、体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。

次に、2 目の広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巣山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場の管理を行うものであります。

11 節の需用費につきましては、運動広場の敷砂代ですとか、電気・水道料の光熱水費及び修繕料でございます。

12 節の役務費につきましては、水道の開栓手数料 4 カ所分でございます。

13 節の委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に引き続き委託するものがございます。

3 目の自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理をするものがございますが、ことしの 4 月より指定管理者でありますミズノスポーツサービス株式会社に予定どおり管理委託をするものがございます。13 節の委託料につきまして実施をするものがございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、引き続き86ページ、4目学校給食センター費でございます。

センターの管理運営、それから学校給食の提供に関する経費のほうを計上いたして
ございます。

1節の報酬並びに9節旅費につきましては、学校給食運営審議会の開催に伴います
委員の報酬と費用弁償ということになります。

7節賃金につきましては、給食センターの業務員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消耗品として給食用食器の更新のための購入費用、そ
れからセンターの施設運営に要します燃料費、光熱水費並びに施設整備、厨房機器の
修繕費、それから学校給食の賄材料費ということでこちらに計上いたしているところ
でございます。

87ページのほうになりますが、12節でございます。

役務費につきましては、電話料、それから給食センター及び学校職員の検便の手数
料、学校給食費の振替の手数料などがございます。

13節委託料につきましては、学校給食の調理の業務委託料、それから給食センター
の施設設備の維持管理の委託料、点検等の委託料のほうをこちらに計上いたしている
ところでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機、流入保冷庫、食材保管用の冷蔵庫、
食器洗浄機並びに清掃用具借り上げのリース代等でございます。

印刷機につきましては、来年度新規流入食材保管用冷蔵庫、食器洗浄機につしまし
てはこれまでのものが老朽化いたしまして、来年度新規でリースという契約を結ぶ予
定になってございます。

15節工事請負費につきましては、給食センターにおきます除外処理施設浸透膜ユニ
ットの入れかえの工事を予定してございます。その経費を計上しております。

18節備品購入費につきましては、学校用の、学校に配置します給食用の運搬車、そ
れから配膳台、並びに温食缶などの購入に要します経費を計上しているところござ
います。

19節負担金、補助金、交付金につきましては、全国学校栄養士協議会宮城県支部等

への補助金ということで、全部で6団体への負担金を予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては科目設定でございます。

88ページお願いいたします。

同じく10款2項1目道路橋りょう災害復旧費、こちらにつきましても公共土木関係の科目設定となっておりますところでございます。

11款交際費につきましては、現在のところ一般会計で67億253万8,000円と推測されます町債残高であります。12機関から借入れをいたしておるところでございます。平成27年度の元利償還並びに利子償還の見込み額を計上したものでございます。

12款予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして例年どおり1,000万円の計上をいたしたところでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、特別会計、ページ103ページをお願いいたします。

議案第29号でございます。

平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ26億6,840万6,000円と定めるものでございます。

2項としまして歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表による

ものでございます。

一時借入金でございます。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円とするものでございます。

説明書110ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職者被保険者等国民健康保険税につきましては、26年度課税状況をもとに所得状況と保険者数及び低所得者に対する軽減措置を考慮し予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

111ページをお願いいたします。

3款国庫支出金につきましては、医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金、並びに特定健診に要する国庫負担金でございます。

1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、町の医療費実績に基づき32%の定率で給付される負担金であります。

2目高額療養費共同事業負担金につきましては、高額療養費実績に基づき市町村の拠出金により共同事業として国保連合会の調整により共同事業として国保連合会の調整により交付されるものでございます。

3目特定健康診査等負担金は、国から3分の1の負担金を見込んでいるものでございます。

2項国庫補助金につきましては、国からの補助金、交付金でありまして、国保財政安定調整のための交付金でございます。

1目財政調整交付金につきましては、普通特別財政調整交付金で市町村の医療実績及び税の徴収率などに基づいて交付されるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金で、退職者の医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者相当分の交付金で、医療実績に基づき支払基金から交付されるものでございます。

112ページをお願いいたします。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費として支給されるものでございます。

2目特定健康診査等負担金につきましては、特定健診に充当するための負担金でござ

ざいます。

2項1目調整交付金につきましては、療養給付に対する調整として交付されるものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療事務への補助金でございます。

7款1項共同事業交付金につきましては、高額な医療費等に対応するための国保連合会からの交付金であります。

1目高額医療共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金は、保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的としているもので、県内の全市町村の保険者を対象として交付されるものでございます。27年度から保険財政共同安定化事業交付金につきましては、レセプトが全て対象になり、予算規模が2倍以上となっております。

8款1項財産運用収入につきましては、国保の基金利子でございます。

9款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金でございます。

113ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

10款繰越金につきましては、26年度からの繰越予定額であり、科目設定でございます。

11款につきましては全て科目設定となっております。

続きまして、歳出になります。

115ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

7節賃金につきましては、事務補助員の賃金となっております。

9節旅費につきましては、職員の旅費、9節需用費は国保保険証、高齢者受給者証、これらの印刷代などでございます。

12節役務費は保険証の郵送料でございます。

13節委託料につきましては、国保連合会へのレセプト点検の委託料でございます。

2目団体負担金は、国保連合会への町村割負担金等でございます。

116ページをお願いいたします。

1款2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1節報酬は9名の委員の報酬、9節旅費につきましては、費用弁償等でございます。

4項1目趣旨普及費につきましては、国保制度のチラシ等の経費でございます。

2款1項療養諸費につきましては、1目から4目まではそれぞれ医療費の公費負担7割相当分で、国保連合会などへ負担するものでございます。

117ページをお願いいたします。

5目審査手数料は、国保連合化への医療費の審査手数料でございます。

2項1目から4目まで、それぞれ限度額を超える部分についての公費負担をするものでございます。

118ページをお願いいたします。

3項葬祭費につきましては、葬祭費用であり、1人5万円のものでございます。

4項出産育児諸費につきましては、出産育児一時金であります。1人42万円の支出で予算を組んでございます。

5項移送費につきましては、病院間の移送に係る車代の措置でございます。

119ページをお願いいたします。

3款1項後期高齢者支援金等は、法律に基づいて町の国保の保険者から社会保険診療報酬への支払い基金への支払う負担金でございます。

4款と5款につきましても、3款同様に法律に基づく負担金であり、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的により支払う負担金であります。加入者集、医療実績により支払基金から市町村へ負担配分されるものでございます。

120ページをお願いいたします。

6款共同事業拠出金は、国保連合会への拠出金であります。各市町村が医療実績に応じて支払する負担金でございます。保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入同様平成27年度より全てのレセプトが対象となり、予算規模が昨年と比べて2倍以上となっております。

7款1項特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費で、13節につきましては健診機関への業務委託をするものでございます。

7款2項保健事業費につきましては、7節賃金は健診結果説明会などの看護師の賃金、8節報償費は健康づくり達人セミナーの講師謝金など、11節需用費は健診結果説明会時の消耗品代など、28節繰出金は一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分の拠出をするものでございます。

121ページをお願いいたします。

8款1項基金積立金は基金利子相当分を積み立てするものでございます。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金等であり、

これまでの実績に応じた予算措置であります。科目設定の部分が大半でございます。
10款につきましては予備費でございます。
以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、説明書127ページをお願いいたします。

議案第30号平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億7,944万9,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

説明書の132ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料の見込額を計上いたしておるものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2目につきましては、地域支援事業の介護予防事業包括的支援事業2事業分に係る交付金でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の28%相当分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の現年度県負担金を見込んだものでございます。

次に、5款3項1目につきましては、地域支援事業に係る介護予防包括的支援事業2事業に係る健康付近でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込額でございます。

次のページをお願いいたします。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定負担分、職員給与費等地域支援事業に係る繰り入れでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によります繰り入れでございます。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9款諸収入につきましては、1項及び2項につきましては科目設定、次のページの3項1目から3目までにつきましても科目の設定でございます。

4目につきましては、介護予防プラン作成に係る宮城県国保連合会からの収入と、グループホームすずらの土地貸付料、さらには配食サービス利用者負担金の収入等でございます。

136ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要する人件費、事務費の運営等でございます。

11節需用費につきましては、物品購入、コピー代等でございます。

12節役務費につきましては、介護給付費通知用通信運搬費、グループホームすずらの火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、介護保険システム保守料でございます。

14節につきましては、グループホームすずらんに係る土地の借上料でございます。

19節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。

25節積立金につきましては、介護保険、財政調整基金への積立金でございます。

次のページ、2項1目賦課徴収費11節及び12節につきましては、介護保険料の賦課徴収に要する費用でございます。

3項1目認定調査等費の8節報償費につきましては、認定調査員10名の報奨、9節につきましては認定調査員の調査業務に係る費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、公用車2台分の燃料費、12節につきましては主治医意

見書手数料、自動車損害保険料等、14節につきましては認定調査業務におけます駐車料金でございます。

19節負担金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、自動車重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費でございます。

1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員報酬及び費用弁償等でございます。

11節需用費につきましては、食糧費でございます。

138ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、各種介護保険サービスの給付に要する費用でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅サービスと、住宅改修、福祉用具購入に要する給付費でございます。

2目施設介護サービス給付費等は、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要する給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、地域密着型介護サービスといたしまして、グループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要する給付費でございます。

次に、2項1目高額介護サービス等費、12節役務費につきましては、高額介護サービス費の通知及び支給処理手数料でございます。

19節につきましては、高額介護サービス等の給付費でございます。

2目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険の負担額が高額になったときに限度額を超えた分につきまして給付を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目及び2目につきましては、要介護認定で要支援1、2の方の介護予防サービスに係る給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービスを利用した場合に係る食費、居住費の負担を軽くするために支給される介護給付費でございます。

5項1目審査支払手数料12節役務費につきましては、介護給付費の審査手数料で宮城県国保連合会に支払うものでございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目 23 節につきましては、第 1 号被保険者への還付金でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護状態にならないための介護予防の推進事業費でございます。

140 ページをお願いいたします。

1 項 1 目一次予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業といたしまして、健康貯金友の会事業、いきいきサロン等への出前講座等、介護予防に資する活動に要する費用でございます。

7 節賃金につきましては、健康貯金友の会事業への看護師の賃金、8 節報償費につきましては、いきいきサロン等への介護予防の出前講座の講師謝礼でございます。

11 節につきましては、事業に要する消耗品、12 節につきましては通信運搬費、13 節委託料につきましては、介護予防サポーター養成事業の委託料でございます。

2 目二次予防事業費につきましては、要支援、要介護状態等となることを予防する事業の費用でございます。

7 節につきましては、実態把握のための賃金、11 節につきましては消耗品、13 節につきましては事業対象者把握業務及び運動機能を主とした生活機能向上事業の委託料でございます。

2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、7 節賃金につきましては社会福祉士の賃金、11 節につきましては公用車の維持管理等でございます。

12 節につきましては、地域包括支援センターの電話料金、自動車損害保険料、13 節につきましては指定介護予防支援事業としてケアプラン作成等の委託料でございます。

14 節につきましては、地域包括支援センターシステム賃借料、27 節につきましては自動車重量税でございます。

2 目総合相談事業費につきましては、訪問相談、実態把握に要する看護師等の賃金でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待防止並びに成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、虐待対応の委託料等でございます。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、介護支援専門員スタッフの研修等に要する費用でございます。

3 項 1 目任意事業費 8 節報償費につきましては、お元気訪問員、安心コール事業協力員への謝礼でございます。

12節につきましては、1人暮らし高齢者等への安心コール機器取り付け及び取り外し手数料及びボランティアスタッフの方の保険料等でございます。

13節につきましては、配食サービス事業、固定型・モバイル型の安心コールセンター業務委託料でございます。

14節につきましては、安心コール機器、固定型・モバイル型の機器借上料でございます。

5款につきましては例年どおりの予備費を計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

それでは、説明資料の148ページお願いいたします。

議案第31号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ977万1,000円と定めるものでございまして、その内容につきましては第1表とするものでございます。

恐れ入りますが152ページお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款の財産収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。

利子及び配当であります。基金の管理に伴います収入でございます。

一般会計での運用部分と緊急機関への積み立てによりましてそれぞれ計上いたしているところでございます。

2款1項基金繰入につきましては、歳入歳出の差額部分につきましては調整のための基金からの繰入金として計上いたしております。繰越金につきましては科目設定であります。

4款1項森林総合研究所支出金につきましても科目の設定となっております。

以下、全て科目設定となっております。

153ページお願いいたします。

こちらにつきましては、歳出でございますが、1款1項管理会費でございます。こちらにつきましては監理員7名に要します費用の計上となっておりますのでございます。

2款1項1目の一般管理費につきましては、一般の事務管理費でありまして、7節賃金につきましては、用務員1名の費用の計上をしておりますのでございます。

11節需用費につきましては、本年5月18日で現委員の任期が満了しますことから、新委員の任命になりますので、新しくなられた方のバッジ、作業服の予算の計上をいたしておりますのでございます。

そのほか予算・決算書の印刷製本としての計上をいたしておりますのでございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手でございます。

2目財産管理費につきましては、直営部分等の作業といたしまして作業道の刈り払い、あるいは宮床地区で巡回巡視員の費用を計上いたしたところでございます。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、負担金は町の林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節毎年の事務内容につきましての協議が行われますので、そのための出席の旅費となっております。

154ページお願いいたします。

154ページの12節役務費でございますが、こちらにつきましては平成2年及び平成7年に植栽しました高山地区の森林災害保険料の計上となっておりますのでございます。

4目諸費でございます。

19節負担金につきましては、3財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務繰出といたしまして182万6,000円、事業費繰出につきましては415万7,000円となっておりますのでございます。

予備費につきましては、ここ近年予備費での支出についてはございませんが、5万円というような形で措置をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、156ページお願いいたします。

議案第32号 平成27年年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出の予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,279万9,000円と定めるものでございます。内訳につきましては第1表のとおりでございます。

160ページお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、県支出金の県補助金でございますけれども、吉田財産区の檀ノ下地区でございます直営林につきまして、除間伐ということで6ヘクタールを予定いたしましたものに対する補助金でございます。

2款1項財産運用収入の1目貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などからの貸付収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金残高からの利子の計上をしているものでございます。

2項財産売払収入につきましては、科目設定を行ったものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額の分につきまして基金からの繰り入れを予定してあるものでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款1項森林総合研究所支出金でございます。こちらにつきましては、研究所から交付される金額であります。対象は檀ノ下地内の直営林除間伐及び生物除外費に要します経費でございます。

2項、3項につきましてはそれぞれ科目設定を行ったものでございます。

続きまして、162ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、監理員7名の経費を計上したものでございます。吉田財産区につきましては、新しい管理委員の報酬、管理委員の改選前の臨時管理会等の開催に備えまして、日額報酬2回分と、あと年額報酬分を合わせて予算計上を行ったところでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般的な管理経費でございます。

11節需用費につきましては、宮床財産区同様に新しくなられた方のバッジ、作業服について予算計上いたしましたところでございます。そのほかにつきましては予算書、決算書の印刷製本費の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手でございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備を行うという費用について計上を行ったものでございまして、7節賃金につきましては、例年行っております作業道の刈り払いの経費でございます。

12節役務費につきましては、直営林の災害保険の4.4ヘクタール分の計上としたところでございます。

13節委託金につきましては、保育間伐で6ヘクタールの除間伐作業委託に要します経費でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費でございます。

こちらにつきましては、7節旅費につきましては、研究者との協議のための出張旅費でございます。

12節役務費につきましては、平成2年植栽の檀ノ下地区の保険料の計上でございます。

163ページになりますけれども、13節委託金につきましては、16.06ヘクタールの除間伐作用の委託及び生物害防除に要します経費を予算化したものでございます。

4目諸費であります。19節負担金補助金及び交付金につきましては、3財産区の連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金として2団体への助成部分でございまして、吉田地区の団体連絡協議会、吉田地域振興協議会への助成部分となっております。

予備費につきましては、宮床財産区同様5万円を見込んでおります。

続きまして、165ページお願いいたします。

議案第33号 平成27年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ506万円と定めるものでございます。その内訳につきましては第1表とするものでございます。

168ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目土地貸付収入でございますけれども、こちらにつきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区と、3地区に貸し付けをしております収入の計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金利子について見込んだものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分について基金から繰り入れにより対応するというものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目の設定を行ったものでございます。

続きまして、169ページお願いいたします。

こちらにつきましては歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、こちらにつきましても管理会委員7名に要する費用となっているものでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、宮床財産区、吉田財産区同様、一般的な管理経費でございます。

まず、11節需用費につきましては、宮床・吉田両財産区同様に、新しく委員になられた方のバッジ、作業服について予算を計上いたしておるところでございます、そのほか予算書・決算書の印刷製本費の経費でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手でございます。

2目財産管理費19節につきましては、黒川郡の山火事防止推進協議会の負担金となっているところでございます。

3目諸費の19節につきましては、3財産区の連絡協議会への負担金、繰出金につきましては、事務費部分で141万2,000円、各種地域団体への一般会計を経由いたしましたの助成としまして140万5,000円の計上と見込んでいるものでございます。

予備費につきましては、宮床財産区、吉田財産区同様に5万円を見込んでいるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時57分 延 会

